

## **第3次伊豆の国市総合計画**

**2026年2月**



## 伊豆の国市民憲章

伊豆半島の北部に位置し、雄大な富士山と狩野川の清流に抱かれた伊豆の国市。

わたしたちはこのまちで、葦山反射炉をはじめとする世界に誇る歴史遺産や、地域で育まれた豊かな文化を今に伝えてきました。

わたしたち伊豆の国市民は、多様性を尊重し合いながら、誰もが幸せに暮らせるまちを自らの手でつくるため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは、

- 一、誰もが安心して暮らせるよう、人とのあたたかいつながりを築きます。
- 一、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を守り、未来に伝えます。
- 一、未来を担う子どもたちを、地域みんなで育みます。
- 一、地域の力を活かし、世界へ続く道をひらきます。
- 一、すべての人が、大切にされるまちをつくります。

令和7年4月1日制定

# CONTENTS

# 【目次】

## I. 序論

第1章	総合計画の策定に当たって	6
第2章	総合計画の概要	7
第3章	まちづくりに対する市民の声	8

## II. 基本構想

第1章	目指すまちの姿（まちの将来像）	12
第2章	まちづくりの基本目標	13
第3章	計画の将来フレーム	15

## III. 前期基本計画

第1章	伊豆の国市を取り巻く社会情勢	24
第2章	横断的な視点	30
第3章	分野別の政策	33
(1)	基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち	
①	子育て分野	34
②	こども・若者分野	36
③	教育分野	38
④	生涯学習・歴史文化芸術・スポーツ分野	40
⑤	保健・医療分野	42
(2)	基本目標2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち	
①	地域福祉分野	44
②	包括的支援分野	46
③	防災・減災分野	48
④	市民安全分野	50

(3) 基本目標3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち	
① 商工・雇用分野	52
② 農業分野	54
③ 観光・シティプロモーション分野	56
④ 市民活躍分野	58
(4) 基本目標4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち	
① 自然・生活環境分野	60
② 循環型社会分野	62
③ 水環境分野	64
④ まちなみ形成分野	66
⑤ 交通・道路分野	68
第4章 総合計画の推進に当たって	70

#### IV. 資料編

1 伊豆の国市総合計画策定条例	74
2 伊豆の国市総合計画審議会	75

# I. 序論

---

## 第1章 総合計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

市制施行 20 周年という節目を経て、次の時代に向けたまちづくりを着実に進めるため、「第3次伊豆の国市総合計画」を策定しました。本計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための最上位計画であり、多様な主体と連携し協働でまちづくりを進めていく際の指針、限られた財源を効率的に使い効果的に政策を進めていくための指針となるものです。世界遺産「鋸山反射炉」をはじめとする歴史資産が市民の生活に深く息づく「歴史のまち」において、こうした地域資源を守り、磨き上げ、次の世代へ継承していくことは、今を生きるわたしたちの使命です。

### 2 策定の背景

少子化・超高齢化の進行による地域課題の深刻化に加え、自然災害リスクの増大、気候変動への対応、インフラの老朽化、デジタル技術の急速な進化など、社会環境は大きく変化しています。こうした状況下においても、伊豆の国歴史館を中心とした文化財の活用や周遊の取組等を通じ、地域への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を将来にわたり高めていく必要があります。

### 3 策定に当たって重視したこと

本計画は、目指すまちの姿（まちの将来像）として「歴史が息づき、未来にわたり誰もが幸せに暮らせるまち 伊豆の国」を掲げ、その実現に向けて施策を総合的に推進するものです。また、幸せの実感を高めるため、ウェルビーイング（Well-Being）の視点を取り入れ、一人ひとりが自分らしく輝き、まちづくりの主役として力を発揮できる環境づくりにつなげていきます。計画の策定に当たっては、市民、事業者、関係団体等の多様な主体の参画を重視し、アンケートによる定量的な調査と、ワークショップによる定性的な意見聴取の両面から、市民意識の把握に努めました。把握した現状認識や課題、将来への想いは、将来像や施策の方向性を決定づける重要な基礎資料としています。さらに、SDGs や DX 等を横断的な視点として位置付け、持続可能で利便性の高い行政サービスの実現と、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。

## 第2章 総合計画の概要

### 1 役割

- 総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための市の最上位計画
- 様々な主体と連携し、協働でまちづくりを進めていく際の指針
- 限られた財源を効率的に使い、効果的に政策を進めていくための指針

### 2 構成

第3次伊豆の国市総合計画は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向性を示すものとして、基本構想と基本計画で構成します。

#### (1) 基本構想

まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものです。

#### (2) 基本計画

まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものです。

### 3 期間

計画期間は、2026 年度から 2033 年度までの 8 年間とします。

なお、基本計画においては、2026 年度から 2029 年度までの 4 年間を前期基本計画、2030 年度から 2033 年度までの 4 年間を後期基本計画とします。



## 第3章 まちづくりに対する市民の声

本計画の策定に当たっては、市民、事業者、関係団体など多様な主体の参画を重視し、アンケートによる定量的な調査と、ワークショップによる定性的な意見聴取の両面から、市民意識の把握に努めました。把握した現状認識や課題、将来への想いは、本計画が目指す将来像や施策の方向性を決定づける重要な基礎資料となっています。

### 1 令和6年度まちづくり市民アンケート

市民が日頃感じている生活実感や、市政に対する重要度・満足度の動向を把握するため、無作為抽出による18歳以上の市民及び次代を担う市内の中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### 【調査実施概要】

調査名	調査対象	実施期間	有効回収数（率）
中学生アンケート	市内の中学校に在学している生徒（2年生・3年生）	2024年6月～7月	607件（92.0%）
高校生アンケート	市内の高校に在学している生徒（2年生・3年生）	2024年6月～7月	397件（41.8%）
市民アンケート	18歳以上の市民 1,500人（無作為抽出）	2024年4月～5月	676件（45.1%）

#### (1) 中学生アンケート

中学生の視点からは、本市の魅力として「豊かな自然」や「食（いちご等）のおいしさ」を挙げる回答が多く、地域資源への愛着が確認されました。一方で、日常生活においては「遊ぶ場所や商業施設の不足」「街灯が少なく暗いことへの不安」など、生活利便性や防犯面に対する意見が寄せられました。

#### (2) 高校生アンケート

特徴的な結果として、将来重視するまちづくりについて尋ねたところ、「安心して子どもを産み、すこやかに育てられるまち」との回答が47.1%で最多となりました。次いで「商業施設等の充実」や「公共交通の利便性向上」を求める声が多く、若者世代が将来のライフステージを見据え、生活の基盤となる子育て環境や都市機能を重視している傾向が明らかとなりました。

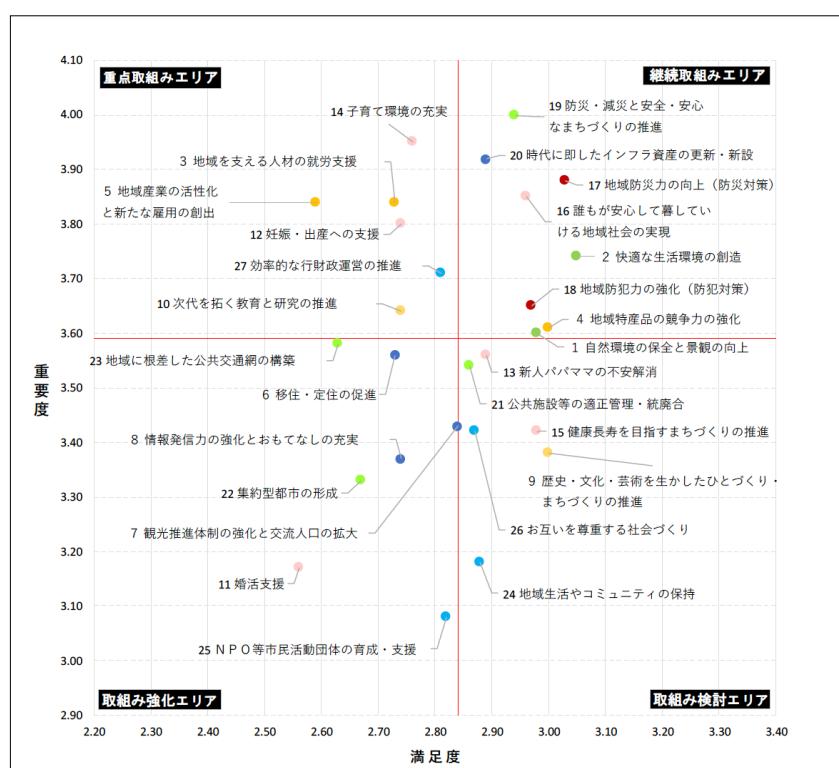
### (3) 市民アンケート

#### ① 主な意見の傾向

回答傾向として、「自然環境の良さ」や「歴史・文化」に対しては高い満足度が示されました。その反面、日常生活に直結する「公共交通の利便性」や「道路等のインフラ整備」、「商業施設」については満足度が低く、改善を求める声が多く見られました。また、将来のまちづくりにおいて重要視する項目としては、「医療・福祉」や「防災・防犯」が上位を占め、生活の安全・安心を求める意向が強く表れています。

#### ② ポートフォリオ分析による重点課題の抽出

回答結果に基づき、施策の「重要度」と「満足度」の相関を整理するポートフォリオ分析を行いました。その結果、市民が「重要であると考えつつも、現状の満足度は低い」と感じている、重点的に取り組むべき領域として、「産業・雇用（就労支援や雇用の創出）」、「子育て・教育（子育て環境の充実や教育の推進）」、「行財政（効率的な運営）」に関する項目が抽出されました。これらは、市民の関心や改善への期待が特に高い分野であると考えられます。



【出典】伊豆の国市まちづくりに関するアンケート・ポートフォリオ分析

## 2 市民ワークショップ

計画策定のプロセスを市民と共に考え、まちづくりへの関心を高める機会とするため、「まちの未来を描く！」と題した市民ワークショップを開催しました。

### 【開催概要】

テーマ	第1回 20年、30年先の未来の伊豆の国市はどんなまちになっていてほしい? 第2回 もっと住みよいまちになるためにはどんなまちになったらいい? 第3回 伊豆の国市の良いところを伸ばすには、直したいところを解決するためには?
参加者	公募による市民（小学生から高齢者まで幅広い世代が参加）

### 主な意見と方向性

既存の歴史・自然資源を活かしながら、「人が集いにぎわいのあるまち」や「誰もが居場所を感じられるまち」を目指すべきとの未来像が共有されました。その実現に向けた課題として、アンケート結果と同様に「子育て支援の拡充」や「交通利便性の向上」が挙げられたほか、ソフト面での「地域コミュニティの再生」や「情報発信の強化」についても議論がされました。

また、一連の対話を通じ、行政によるハード整備だけでなく、市民や地域、企業が連携して「挨拶運動」や「美化活動」に取り組むなど、協働によるまちづくりの重要性が再確認されました。

## II. 基本構想

---

## 第1章 目指すまちの姿（まちの将来像）

伊豆の国市は、伊豆半島の付け根に位置しており、東西は山々に囲まれ、南北には狩野川が流れる地勢のもと、豊かな自然の恵みを享受しながら発展してきたまちです。

狩野川の清流に育まれた肥沃な土壌と温暖な気候に恵まれたこの地では、旧石器時代から人の営みがあり、原始・古代から近現代に至るまで数々の歴史・文化を受け継いできました。

鋤山反射炉を筆頭に、国外にも誇ることができる歴史資産や地域の伝統行事等が重層的に存在し、歴史・文化が地域の誇りとして、また観光等の産業においても、市民の生活に深く息づく伊豆の国市は、まさに「歴史のまち」です。

また、湯量豊富な温泉や田園風景の奥に雄大な富士山を望む美しい風景を有する緑豊かなまちでありながら、首都圏や伊豆半島全域へのアクセスの拠点となる利便性の良さを併せ持つことも、伊豆の国市の大きな魅力となっています。

これら恵まれた風土や多様な地域資源を守り、磨き上げ、活かし、次の世代へ継承していくことは、今を生きるわたしたちの使命です。

さらに、少子化・超高齢化の進行をはじめとする様々な地域の課題に対応し、未来にわたり伊豆の国市を発展させていくためには、まちの根幹を成す市民一人ひとりが自分らしく輝き、まちづくりの主役として力を発揮していくことが重要です。

加えて、近年、幸せに対する価値観は、これまでのような経済的な豊かさだけでは測りきれず、実感できる生活の豊かさや心の豊かさを重視するという形に変化しています。

のことから、多面的・持続的に幸福な状態を表すウェルビーイング（Well-Being）の視点を取り入れることで、一人ひとりの幸せの実感を高め、ひいては活力あるまちづくりにつなげていきます。

これからは、市民や各種団体、企業、行政等の多様な主体がともに手を取り合い、みんなで協力し合うことで、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが幸せに暮らせるまちを築いていくという思いを込め、目指すまちの姿（まちの将来像）を次のとおり掲げます。

「歴史が息づき、未来にわたり誰もが幸せに暮らせるまち 伊豆の国」

## 第2章 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、目指すまちの姿の実現に向け、今後取り組むべき各分野の基本的な方向性を示すものです。第3次総合計画では、4つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めていきます。

### 1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

こどもは未来を担うまちの宝であり、こどもたちの笑顔は周りの人も幸せにする力を持っています。こどもを安心して産み育てることができるよう切れ目なく支援するとともに、子育て世帯のニーズをはじめとする多様なニーズに応えることで、こどもも親も自分らしい生き方を選択できる、子育てしやすいまちづくりを進めます。併せて、こどもたちが夢や希望をもって健やかに成長し、自分の力で未来を切りひらいていくことができるよう、地域ぐるみでこどもを守り育てる体制づくりも進めます。

また、豊かな学びは人生をより豊かなものにします。そのため、こどもから大人まですべての人々が、いつでも、どこでも、何度でも、生涯を通じて主体的に学ぶことができるまちづくりを進めます。文化芸術やスポーツによる生きがいづくりや交流の場の充実に取り組むほか、地域の誇りである歴史文化を守り、未来へ継承しつつ、身近に親しむことができる環境を整備します。

さらに、誰もが自分らしいライフスタイルを実現し、生き生きと暮らしていくためにも、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、安心して適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の確保を図ります。

### 2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

生きがいを持つこと、居場所があることは、幸せを実感する上で大切な要素です。生きがいや居場所は、人と人や、地域社会でのつながりの中から生まれることから、地域での交流やコミュニケーションを促進し、お互いを気にかけ合う関係づくりにつなげます。また、市民の地域福祉や支援活動への参画意識を高め、相互に支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが自分らしく生きができる社会づくりも重要です。住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにする

ため、支援を必要とする人のニーズや個人が抱える様々な困りごとに応じて、適切な福祉・介護等のサービスを提供できる体制の充実を図ります。

さらに、風水害や地震等、多発する大規模な自然災害から市民の生命や財産を守るために、市民や地域が主体となった自助・共助による防災力の向上、治水対策の推進等、ソフト・ハードの両面から災害対策を強化します。加えて、巧妙化する犯罪や交通事故に巻き込まれないように、関係機関と地域が連携して市民の安全を守ることで、安全・安心を実感し、住み続けることができるまちづくりを進めます。

### 3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

地域が稼いだお金が地域で使われ、豊かさが巡るまちを目指し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者のそれぞれの成長段階に応じた支援を進めます。併せて、多様な人材が「働きがい」をもって働くことができる環境の整備やスタートアップ等の支援を促進します。生産性と収益性の高い農業や、地域の特性を活かした多彩なテーマ別観光を推進するなど、産業別の振興を図りつつ、産業間での連携を促進することで地域経済全体の活性化につなげます。

また、まちへの愛着を深める取組やまちと継続的に関わる機会の創出等を通じて、市民が「住み続けたい、帰ってきたい」、市外に住む人が「行ってみたい、住んでみたい」と思えるような、にぎわいや交流があふれるまちづくりを進めます。

さらに、まちづくりの主役である市民が、自分たちが住む地域を自分たちの力でより良くしていこうとする活動を支援するとともに、一人ひとりの個性を活かして積極的に社会に参画できる機会を増やすことで、活力がある地域社会を創造します。

### 4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

狩野川をはじめとする清流、城山や葛城山などの美しい自然と、これらがもたらす豊かな恵みは、人々の生活や産業を支える礎となるものです。かけがえのない自然環境を未来に引き継いでいくため、市民、事業者及び行政が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組や環境への負荷を減らす取組を進めます。加えて、水道・下水道の適正な運営やグリーンインフラを推進することで、人と自然が調和する持続可能なまちづくりを進めます。

また、少子化・超高齢化による人口減少が進む中で暮らしの質を維持していくため、コンパクトなまちづくりにも取り組みつつ、地域の特性に応じた適切な土地利用を図りま

す。官民連携により、まちに新たな魅力や価値を加え、ひとが集い、交流が生まれ、にぎわいの中心となるまちなかの活性化を進めます。

さらに、暮らしの各拠点を結ぶ公共交通は、生活を支える大切な移動手段であることから、地域の実情に応じた形で再構築し、持続可能で利用しやすいネットワークづくりを進めます。

## 第3章 計画の将来フレーム

### 1 将来人口の推計

少子化・超高齢化の進行により、国全体で人口減少がさらに加速する中、伊豆の国市がまち全体の活力を保ち、持続可能なまちであり続けるためには、人口減少を抑制することが最も重要です。

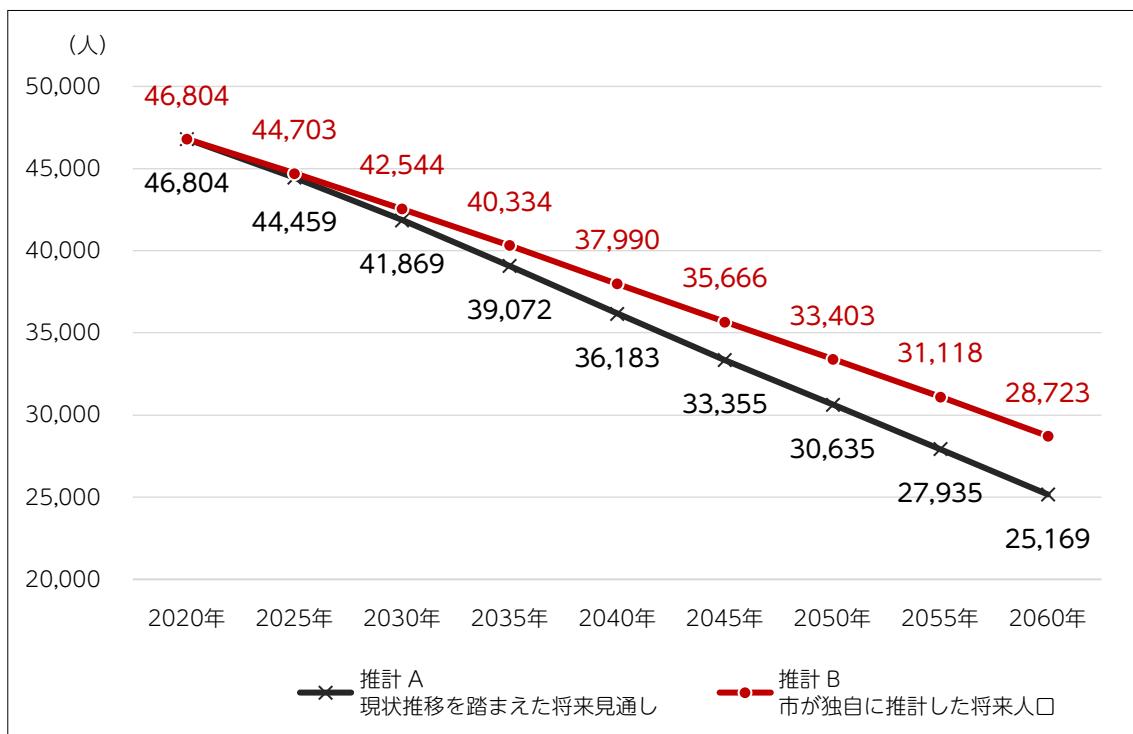
まず、将来人口の推計については、令和7年3月に改訂した「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に準拠するものとします。

将来人口について、合計特殊出生率の最新値や社会移動率等の現状推移を考慮し、市で独自に推計したところ、現状のまま推移した場合は、2060年の将来人口は25,169人まで減少する見通しです。

しかし、施策の効果により、2035年までに合計特殊出生率を1.36まで回復・以降維持するとともに、現状の社会移動率のうち若年層の転入・転出による増減を2030年までに5%改善・以降維持することができれば、2060年までの人口減少率を約7.6ポイント抑えることができます。

このシミュレーションに基づき、人口ビジョンにおいては、2060年の人口28,723人を目指と定めていることから、この実現を目指し、出生率の回復や社会増減の改善に向けて各種政策・施策を推進していきます。

図表 人口推計と長期的な見通しの比較



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
推計 A	46,804	44,459	41,869	39,072	36,183	33,355	30,635	27,935	25,169
推計 B	46,804	44,703	42,544	40,334	37,990	35,666	33,403	31,118	28,723
B - A	0	244	675	1,262	1,807	2,310	2,769	3,183	3,553

資料：伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和7年3月改訂）

※推計人口の値は小数点以下を含んでおり、数値の端数処理は四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

## 2 土地利用の方向性

### (1) 土地利用の基本方針

本市が地理的にも歴史的にも伊豆半島の中心であるという立地条件を踏まえるとともに、豊かな自然環境と先人達が知恵と努力により築いた貴重な資源や財産を未来に継承するため、自然環境とのバランスがとれた土地利用を長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。

また、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

#### ① 安全で安心な土地利用

地震や風水害等、予想される自然災害から市民の生命と財産を守ることは、豊かな生活を確保するための基本です。そのため、災害リスクの高い地域では、適切な防災対策や土地利用の制限等、災害に強いまちとなる土地利用を進めます。

また、少子化・高齢化が進行するなかで、市民誰もが健康で、安心して生活できる環境づくりに配慮した土地利用を進めます。

#### ② 公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した適正な土地利用の誘導や生活基盤の整備等を進めます。

また、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅周辺は、公共交通の持つ利便性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、温泉や本市固有の歴史・文化資源等を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用を進めます。

#### ③ 豊かな自然環境と共生し、地域資源を活かした土地利用

本市は、富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

#### ④ 市民や民間の参画と連携による計画的な土地利用

地方分権の進展に対応して、土地利用も、市民や民間の理解のもとに合理的かつ

計画的に進める必要があるとともに、地域コミュニティを活用した市民参加型のまちづくりが求められています。

このため、市と市民や民間との連携により、適切かつ効果的な施策を検討し、計画的な土地利用を進めます。

## (2) 土地利用構想

### ① ゾーニング及び拠点

#### ア 食と農と観光交流ゾーン

優良農地の保全を図るとともに、観光農園、体験農園、市民農園等の交流の場を創出するなど、農業と観光産業の融合を図り、地域の活性化を促進します。

集落地は、田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を活かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の機能強化や災害対策等を実施します。

#### イ 歴史・文化・観光交流ゾーン

守山中世史跡群や韮山城跡、江川邸、韮山反射炉等の歴史・文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺は、市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの形成を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

また、韮山反射炉周辺や江川邸周辺等については、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

なお、本ゾーン内にある韮山地区の優良農地については、その保全を図ります。

#### ウ 健康福祉・農業交流ゾーン

田方福祉村周辺は、高齢者福祉・障がい者福祉の拠点機能を維持します。

深沢川流域周辺等は、丘陵地等の立地特性を活かした活力ある地域産業の振興を図るため、森林や農地、既存施設と連携しつつ、特色ある農作物の生産や環境にやさしい農業を進めます。

## **工 都市機能拠点／地域生活拠点**

伊豆長岡駅、田京駅及び温泉駅の周辺は、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能を誘導します。また、原木駅、韮山駅、大仁駅の周辺は、駅の利便性を活かした、地域生活拠点を形成します。

### **オ 医療拠点**

順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆保健医療センターの周辺は、静岡県東部地域における医療拠点としての機能を維持します。

### **カ 産業・業務拠点**

インターチェンジ周辺の既存工場用地や低・未利用地等については、社会情勢や広域的な機能連携及び地域振興や経済活性化を踏まえ、新たな産業・業務を誘導します。

また、大仁地域の国道136号周辺及び大仁南IC周辺地域については、企業の誘致や地域に密着したサービス業を誘導します。

## **(2) 土地利用区別の基本方針**

### **ア 農地、森林、河川等**

#### **(ア) 農地**

平野部や丘陵地等の地域特性を活かした農業の展開を図るとともに、優良農地の集積・集約化を図ります。また、生産活動を通じて農業の多面的機能の發揮を図ります。

#### **(イ) 森林**

森林を適切に保全するとともに、その活動を通じて森林の多面的機能の發揮を図ります。

#### **(ウ) 水面・河川・水路**

水面・河川・水路に必要な整備と適切な管理に努めるとともに、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

## **イ 宅地**

### **(ア) 住宅地**

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存の住宅地の環境改善や住宅地背面の斜面地の安全対策を図ります。

### **(イ) 工業用地**

活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び市域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に工業用地を確保します。

### **(ウ) その他の宅地**

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯は、賑わいの創出等を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市機能や居住機能を誘導するとともに、観光地としての環境整備に努めます。また、その他公用・公共施設用地は、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

## **ウ 道路**

国道や県道、市道は、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成と都市防災機能の強化等を図るため、それぞれが担うべき機能に合った整備を進めます。

農道や林道は、農林業の生産性の向上・省力化に加えて、農地や森林の適正な管理を図るため、必要な整備と適正な維持管理を進めます。

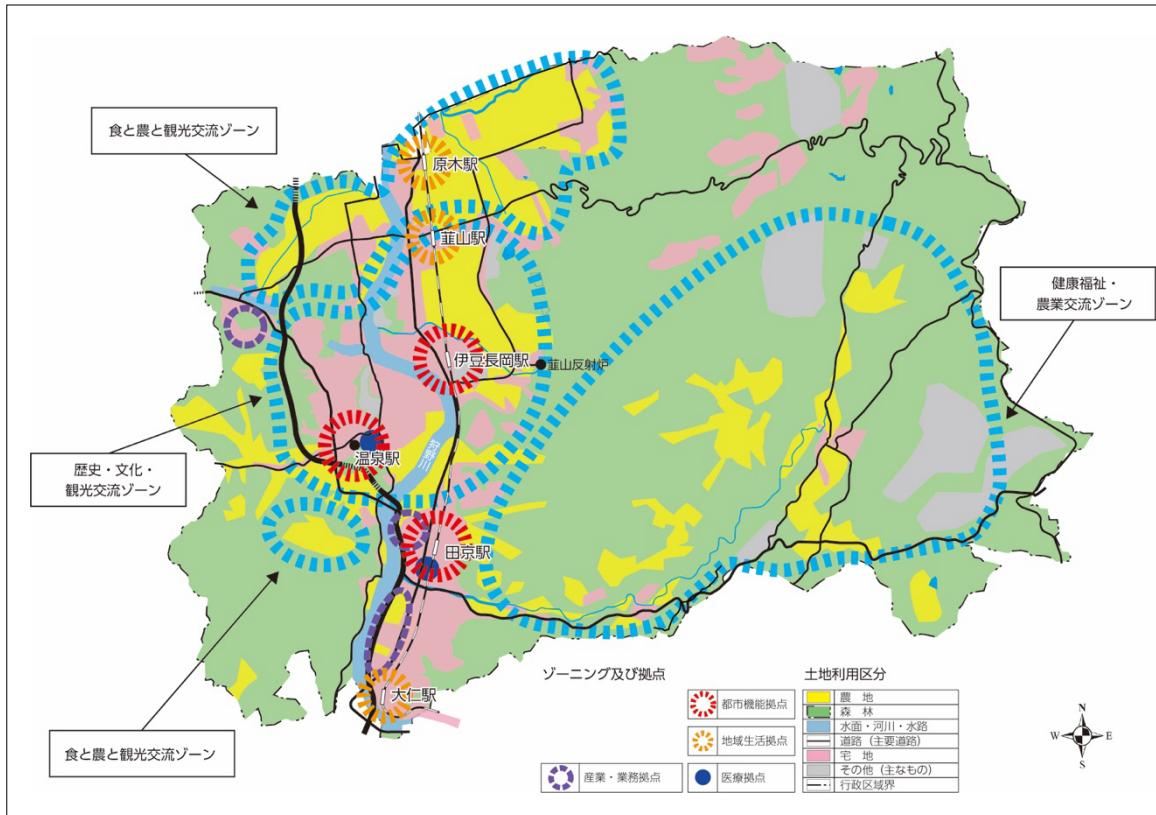
## **エ その他**

公園緑地と交通施設、レクリエーション施設、供給処理施設は、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。

市内に存在する歴史・文化資源は、文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます。

その他、低・未利用地は、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、産業誘致や居住用地への転換等も視野に有効利用を進めます。

図表 土地利用構想図



## III. 前期基本計画

---

(2026 年度～2029 年度)

## 第1章 伊豆の国市を取り巻く社会情勢

### 少子化・超高齢化の進行

- 国の人口は、2008年をピークに減少を続けており、2023年には合計特殊出生率が1.20と過去最低を記録し、65歳以上の人口割合は約29.0%まで上昇しています。
- 本市は、2020年に65歳以上の人口のピークを迎える、2023年には出生数が200人を割り込んでおり、生産年齢人口（15歳から64歳）の減少による経済の衰退、医療・介護サービスの需要の高まりによる供給不足、地域コミュニティの希薄化や公共交通の縮小等、様々な課題が既に生じており、今後さらに深刻化することが見込まれます。

### 自然災害リスクの増大

- 近年、台風や豪雨、地震等の自然災害が激甚化・頻発化しており、2024年元日には能登半島地震が発生、2024年8月には南海トラフ臨時情報が初めて発表される等、大規模自然災害のリスクが現実のものとして認識され、対応の重要性が増しています。
- 本市においても、2019年の台風19号によって市内各所が大きく被災し、2024年6月にも大雨による被害が発生しました。

### 地域経済の変化

- 2019年12月以降の新型コロナウイルス感染症の流行は、インバウンド需要の激減、宿泊・飲食店等の営業の自粛や外出の機会の減少等により、本市の経済にも大きな打撃を与えました。
- 2023年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと変更され、人流や宿泊・飲食サービスの需要の回復は進みましたが、資材価格の高騰や物価の上昇、労働力不足により、依然として厳しい状況が続いている。
- 市内事業所の9割以上を占める中小企業・小規模事業者では特に、事業主の高齢化や後継者不足の問題が深刻化しています。

### 社会のグローバル化の進展

- 国内における人口減少傾向が続く一方、外国人の人口は、2024年1月1日時点で初めて300万人を超えた、過去最多となりました。

- ・ 国内の外国人労働者数も、2023年10月末時点で約205万人と過去最高を更新し、全雇用者の約3.4%を占めるまでに存在感が高まっています。
- ・ 2024年の出入国管理法等の改正により、2027年までに技能実習制度が廃止され、新たに育成就労制度が導入されること、特定技能制度の受入分野の拡大等、外国人雇用の制度も大きく変化しています。

### 気候変動問題への対応

- ・ 世界全体で温室効果ガスの排出と吸収の均衡に向けた取組が加速しており、特に、2016年のパリ協定では、国際的な目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが掲げられています。
- ・ 国が「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、脱炭素・循環経済・分散型社会への3つの移行を加速させる中、本市も、2021年3月18日に「伊豆の国市気候非常事態宣言及び脱炭素宣言」を表明しました。

### インフラの老朽化

- ・ 高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの多くが老朽化し、更新の時期を迎えており、本市においても、インフラの維持管理や更新にかかる費用の増大が懸念されています。
- ・ 人口予測、財政の見込み、今後の更新費用の推計、市民のニーズや運営状況等を考慮して、効率的に整備・維持管理を行い、将来負担を軽減しなければなりません。

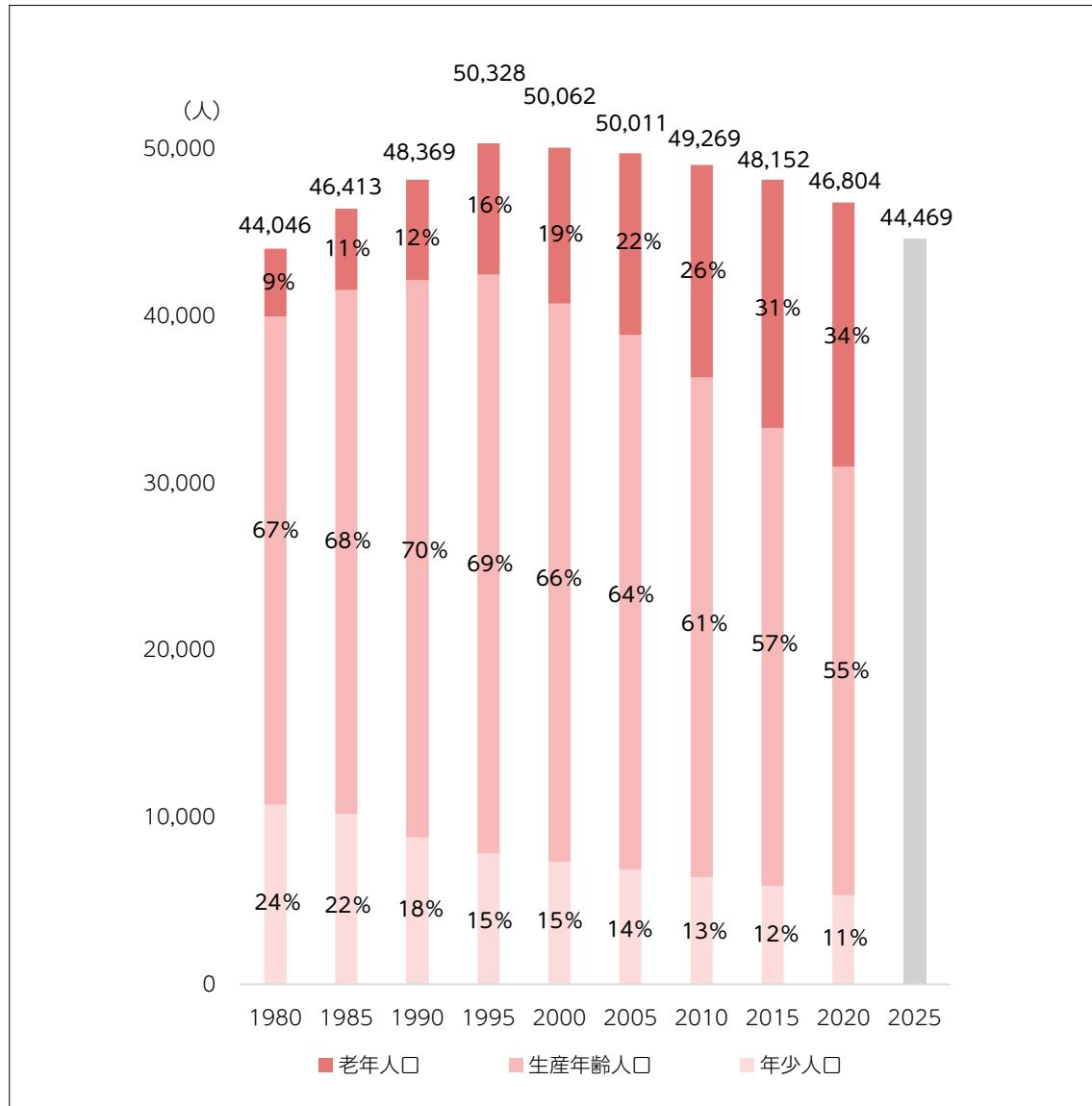
### デジタル技術の進化

- ・ IoT技術やAI等のデジタル技術は急速に進化しており、特に、2022年頃からは生成AIが急速に普及しています。
- ・ 業務の効率化や新たなビジネスモデルの構築、リモートワークやオンラインサービスの利用が一般化する等、企業や個人の間でのデジタル技術の導入が進んでいます。
- ・ 一方で、デジタル技術の進展は、DXを推進するためのデジタル人材の不足や、情報の発信源を確認する意識が低いことによる偽・誤情報の拡散、デジタルデバイド等の問題も引き起こしています。

## 総人口の推移

本市の人口は、1995年までは増加していましたが、2000年から減少に転じ、2020年の国勢調査時には46,804人まで減少しています。

また、静岡県推計人口における2025年1月1日時点の人口は、44,469人となっています。

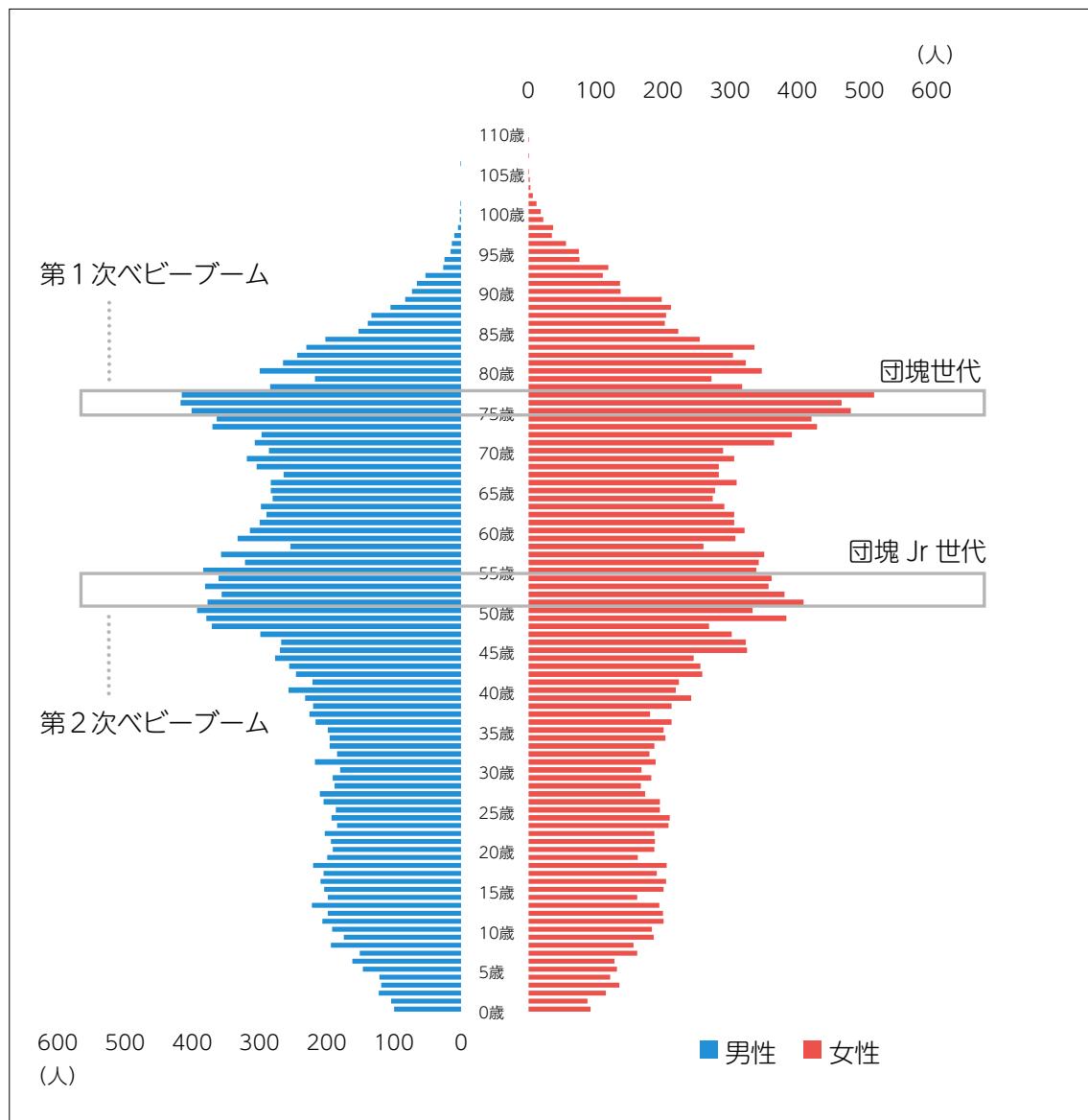


【出典】2020年までは国勢調査（総務省）、2025年は静岡県推計人口（1月1日時点）

## 人口ピラミッド

第1次ベビーブームの人口、そのこども層である第2次ベビーブームの人口が多くなっています。

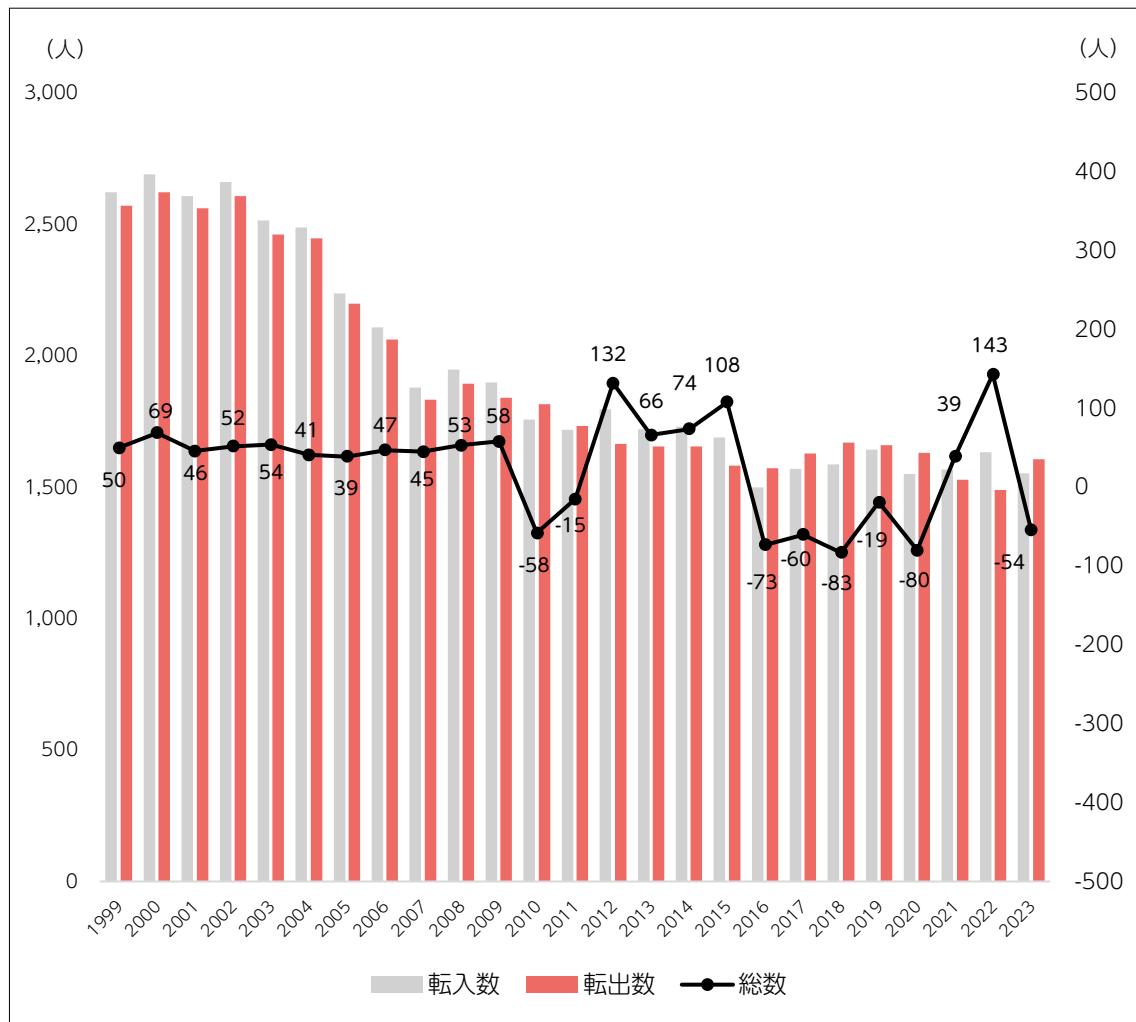
近年の出生数は減少傾向にあり、また、人口の多い年齢層が死亡年齢に達することで死者数が増加し、人口減少がさらに加速すると見込まれます。



【出典】住民基本台帳（2025年1月1日）

## 転出入の状況

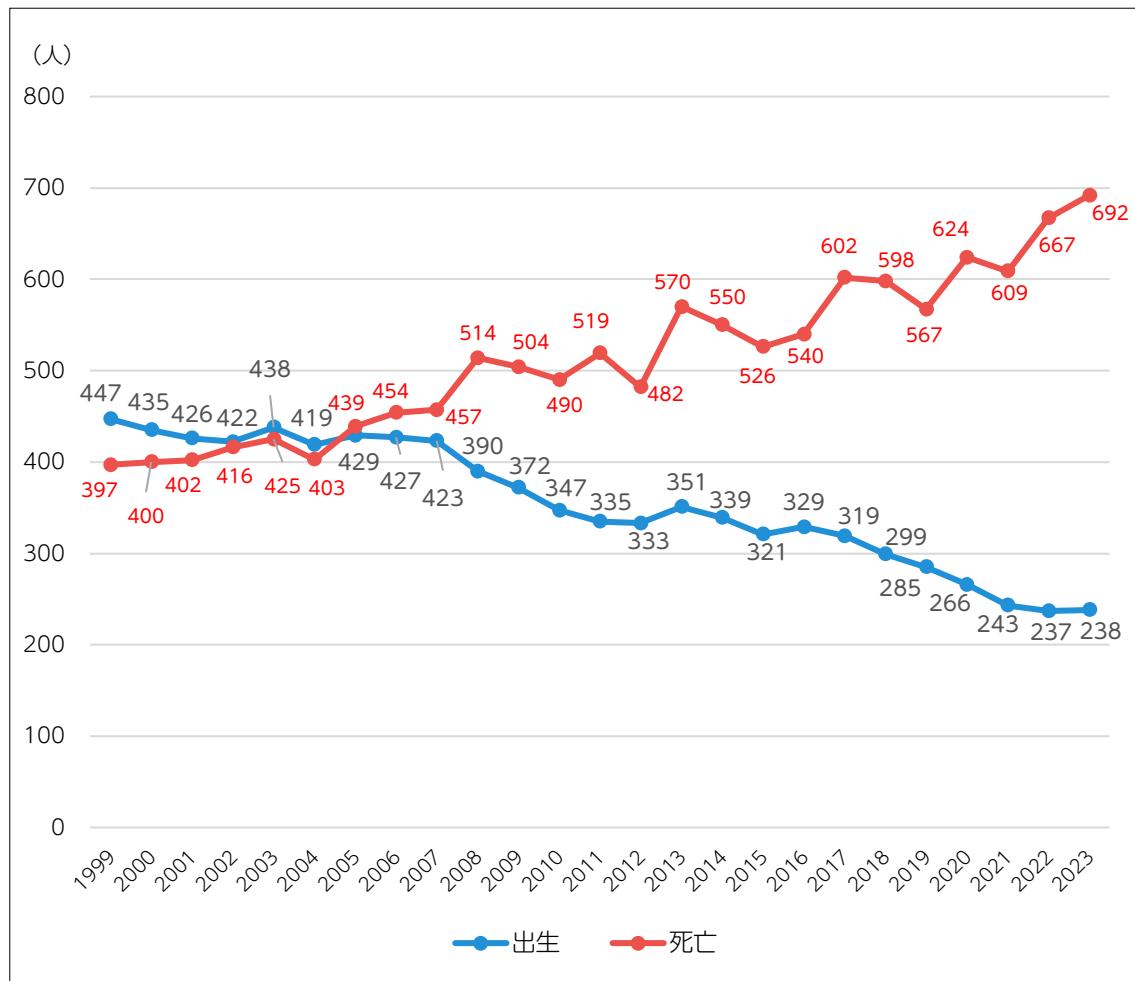
本市では、1999年から2015年までは、2010年と2011年を除き、転入数が転出数をやや上回る「社会増（転入超過）」で推移していました。しかし、2016年以降は、2021年と2022年を除き、転出数が転入数を上回る「社会減（転出超過）」となっています。



【出典】住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

## 出生数と死亡数の推移

本市の年間出生数は、出生率の低下により減少傾向でしたが、死亡数が出生数を下回っていたため、2004年までは「自然増」で推移していました。しかし、2005年には、死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じ、それ以降、出生数はさらに減少、死亡数はさらに増加傾向が続き、その差は拡大傾向にあります。



【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

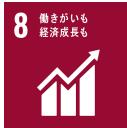
## 第2章 横断的な視点

### 1 SDGs の視点

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市においても、第3次総合計画の前期基本計画に掲げる取組を進めることにより、持続可能な社会の実現につながることから、SDGsのゴールとの関連付けを本計画の政策分野ごとに示しています。

ゴール（目標）	自治体行政の果たしうる役割
 1 貧困をなくそう	<p>【1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適正したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 2 飢餓をゼロに	<p>【2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 3 すべての人に健康と福祉を	<p>【3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 4 質の高い教育をみんなに	<p>【4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 5 ジェンダー平等を実現しよう	<p>【5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 6 安全な水とトイレを世界中に	<p>【6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<p>【7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

ゴール（目標）	自治体行政の果たしうる役割
8 働きがいも 経済成長も 	【8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	【9】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	【10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	【11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めるることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などをを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。
13 気候変動に 具体的な対策を 	【13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを 守ろう 	【14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも 守ろう 	【15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な計画があり、自治体が大きな役割は有するといえます。自然資産を広域に保護するために、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正を すべての人に 	【16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	【17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【出典】私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-2018年3月版（第2版）-（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

## 2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の視点

AI やビッグデータ、クラウドの進展やマイナンバー制度の活用拡大により、行政や地域社会を取り巻く環境が大きく変化しており、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、持続可能で利便性の高い行政サービスの実現が求められています。

本市では DX を横断的な視点として位置付け、すべての市民がデジタルの恩恵を受けられる地域づくりを推進します。

DX の推進に当たっては、デジタル技術の活用だけでなく、職員一人ひとりの意識改革が不可欠であることから、市民視点に立ち、市民の信頼に応える行政運営を目指します。

### 伊豆の国 DX 戦略の基本理念

- ☑ 誰もが恩恵を受けられるデジタル化
- ☑ 行政サービスの抜本的見直しによる市民の利便性向上
- ☑ 時代に即した市民に寄り添う行政サービスの充実
- ☑ デジタル技術の積極的活用による生産性の向上
- ☑ 職員の働き方改革
- ☑ 地域全体のデジタル化の推進

## 3 GX（グリーン・トランスフォーメーション）の視点

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を通じて、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。地域の強みを活かしながら、環境と調和した産業や暮らしのあり方を探り、持続可能な地域経済の実現を目指すとともに、公共施設や住宅、交通等の身近な分野でも GX の視点を取り入れ、生活の質と環境配慮の両立を図ります。

## 第3章 分野別の政策

### 計画書の見方

**基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち**

**①子育て分野**

**2033年の目指す姿**  
安心してこどもを産み、健やかに育てられるまち

**目指す姿の具体的な状態**  
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供され、実感ぬくめの連携によってまちの健康づくりが成長を支える環境が整えられています。地域には親子が安心して過ごせる場や相談窓口が充実し、子育て家庭を地域全体で支える体制が確立されています。さらに、病児保育や一時預かりの充実、待機児童の解消により、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境が実現されています。

**現状と課題**

- 出生数は減少が続き、本市でも15年連続で減少傾向にあります。特に高齢化による少子化が深刻な状況となり、希望により、支援を受けにくく家庭が増えしており、ひとり親や障がい家庭、経済的に困窮する世帯への支援が求められています。
- 家庭児童相談の件数は多い一方で、複雑な相談に対応する体制や地域資源が不足しています。関係機関の連携や相談体制が不十分で、制度の分かれにくさにより、利用者が混乱するケースもあります。
- 地域子育て支援センターの利用者は減少傾向にあり、年代やライフスタイルに合った事業展開が十分とはいません。アプリでの情報提供が行われているものの、正確で分かりやすい情報の届け方に課題があります。
- 一時預かりや病児保育等のニーズは高まっていますが、保育士不足により拡充が難しい状況です。年度途中の出産や転入により待機児童が発生することもあり、幼稚園・保育園の認定こども園化や人材確保が今後の重要な課題です。

**分野を代表する指標**

指標名	子育て応援アプリの登録率	
指標の説明	未就学児の保護者における子育て応援アプリの登録率	
基準値 (2024年度実績値)	85% (2022年度)	100%

**関連する SDGs のゴール**

**関連する SDGs のゴール**

**主要な政策**

**政策1 妊娠・出産や親子の健康づくり**

①妊娠・出産の支援  
母子健康診査や健康教育・相談、家庭への訪問を通じて、妊産婦や乳幼児の健康管理と育児不安の軽減を図ります。さらに、産後の心身の回復を支える産後ケアや、不妊・不育症に悩む人の治療費助成により、妊娠から出産まで切れ目のない支援に取り組みます。

②親子の健康づくりの支援  
子どもの予防接種を推進し、感染症の予防に努めるとともに、食育やむし歯予防の事業を通じて、親子の健康づくりを総合的に支援し、健康で健やかな成長環境を実現します。

**政策2 地域ぐるみで子育てをサポートする体制を充実します**

①切れ目のない子育て支援体制と情報発信の充実  
行政の組織・部署、支援機関等が連携して切れ目のない子育て支援を推進するとともに、子育て応援アプリを活用した情報発信の充実に取り組みます。

②地域全体で子育てを支援する基盤づくり  
妊娠・出産に関する不安や育児の悩みに寄り添い、子どもや保護者が地域から孤立せざる必要な支援を受けられる相談体制を整えます。また、地域全体での子育て支援を推進するため、子育て支援拠点や子どもの居場所等の基盤整備を行います。

**政策3 子育ての負担を軽減する環境づくりを支援します**

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減  
子育て世帯の家計負担を軽減するため、高校卒業までの医療費無料を継続するとともに、任意予防接種にかかる費用の一部を助成します。

②誰でもこどもを預けられる環境の整備  
保護者の就労状況や家庭の事情にかかわらず、必要なときにこどもを安心して預けられる環境の整備に取り組みます。こども誰でも通園制度の実施により、多様な家庭のニーズに応えるとともに、病児保育事業や一時預かり事業の推進を通じて育児負担の軽減と保護者のリフレッシュ機会の確保を図り、子育てと生活の両立を支援します。

見出し	説明
2033年の目指す姿	政策分野ごとに、2033年に目指す姿を文章で表しています。
目指す姿の具体的な状態	2033年の目指す姿の具体的な状態、また政策に取り組んだ結果、どのような状態になるかを表しています。
現状と課題	政策分野の本市の現状と対応すべき課題を表しています。
分野を代表する指標	政策分野の取組状況を客観的データにより定量的に示すための物差しとして設定します。施策の見直しと改善を行うときの「点検」のための物差しとして活用ていきます。
関連する SDGs のゴール	主に関連する SDGs の 17 の目標を表しています。
主要な政策	「現状と課題」を踏まえて実施する、計画期間中の具体的な取組内容を表しています。

## 基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

### ①子育て分野

#### 2033年の目指す姿

安心してこどもを産み、健やかに育てられるまち

#### 目指す姿の具体的な状態

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供され、関係機関が連携して親子の健やかな成長を支える環境が整えられています。地域には親子が安心して過ごせる場や相談窓口が充実し、子育て家庭を地域全体で支える体制が確立されています。さらに、病児保育や一時預かりの充実、待機児童の解消により、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境が実現されています。

#### 現状と課題

- 出生数は減少が続き、本市でも15歳未満の人口が低下しています。核家族化や地域のつながりの希薄化により、支援を受けにくい家庭が増えしており、ひとり親や障がい児家庭、経済的に困窮する世帯への支援が求められています。
- 家庭児童相談の件数は多い一方で、複雑な相談に対応する体制や地域資源が不足しています。関係機関の連携や相談体制が不十分で、制度の分かりにくさにより、利用者が混乱するケースもあります。
- 地域子育て支援センターの利用者は減少傾向にあり、年代やライフスタイルに合った事業展開が十分とはいません。アプリでの情報提供は行われているものの、正確で分かりやすい情報の届け方に課題があります。
- 一時預かりや病児保育等のニーズは高まっていますが、保育士不足により拡充が難しい状況です。年度途中の出産や転入により待機児童が発生することもあり、幼稚園・保育園の認定こども園化や人材確保が今後の重要な課題です。

#### 分野を代表する指標

指標名	子育て応援アプリの登録率		
指標の説明	未就学児の保護者における子育て応援アプリの登録率		
基準値 (2024年度実績値)	85%	目標値 (2029年度)	100%

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 妊娠・出産や親子の健康づくりを支援します

### ①妊娠・出産の支援

母子健康診査や健康教育・相談、家庭への訪問を通じて、妊娠婦や乳幼児の健康管理と育児不安の軽減を図ります。さらに、産後の心身の回復を支える産後ケアや、不妊・不育症に悩む人への治療費助成により、妊娠から出産まで切れ目のない支援に取り組みます。

### ②親子の健康づくりの支援

子どもの予防接種を推進し、感染症の予防に努めるとともに、食育やむし歯予防の事業を通じて、親子の健康づくりを総合的に支援し、健康で健やかな成長環境を実現します。

## 政策2 地域ぐるみで子育てをサポートする体制を充実します

### ①切れ目ない子育て支援体制と情報発信の充実

行政の組織・部署、支援機関等が連携して切れ目ない子育て支援を推進するとともに、子育て応援アプリを活用した情報発信の充実に取り組みます。

### ②地域全体で子育てを支援する基盤づくり

妊娠・出産に関する不安や育児の悩みに寄り添い、こどもや保護者が地域から孤立せず必要な支援を受けられる相談体制を整えます。また、地域全体での子育て支援を推進するため、子育て支援拠点や子どもの居場所等の基盤整備を行います。

## 政策3 子育ての負担を軽減する環境づくりを支援します

### ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て世帯の家計負担を軽減するため、高校卒業までの医療費無料を継続するとともに、任意予防接種にかかる費用の一部を助成します。

### ②誰でもこどもを預けられる環境の充実

保護者の就労状況や家庭の事情にかかわらず、必要なときにこどもを安心して預けられる環境の整備に取り組みます。こども誰でも通園制度の実施により、多様な家庭のニーズに応えるとともに、病児保育事業や一時預かり事業の推進を通じて育児負担の軽減と保護者のリフレッシュ機会の確保を図り、子育てと生活の両立を支援します。

## 基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

### ②こども・若者分野

#### 2033年の目指す姿

すべてのこどもや若者が夢や希望をもって羽ばたけるまち

#### 目指す姿の具体的な状態

地域全体でこども・若者の育成に取り組み、子どもの権利が保障された安全・安心な環境のもとで、多様なニーズに応じた関係機関の連携支援により、ヤングケアラーや虐待・困窮家庭等の困難を抱えるこどもも含め、誰もが自分らしく成長し、自立できる体制が構築されています。

#### 現状と課題

- 国全体で少子化が急速に進む中、本市でも2024年に出生数が200人を割るなど過去最少を記録しており、地域全体で子育てを支える仕組みや多様な居場所づくりへの意識が高まっています。
- 特別な支援が必要な園児・児童が増加しており、幼児期からの発達支援や療育、巡回相談等の取組が進む一方で、支援員・専門職の拡充や家庭との連携といった現場体制の強化が求められています。
- 全国で虐待相談件数が増加傾向にある中、本市でも警察、教育委員会等、各種団体との連携により、児童虐待の未然防止や早期支援への体制強化が求められています。
- 2023年4月にこども基本法が制定され、子どもの権利を保障するとともに、子どもの意見を尊重し、市政に反映させるための仕組みづくりが求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	家庭児童相談件数		
指標の説明	子育ての悩み、児童虐待等の相談対応、支援終結後のフォローアップ、アウェリーチ等の件数		
基準値 (2024年度実績値)	6,017件	目標値 (2029年度)	6,600件

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1　こども・若者の豊かな心や社会性を育みます

### ①こども・若者が多様な経験・交流ができる場の創出

こどもや若者が地域の自然や文化、世代や国籍を超えた多様な人々との交流を通じて、豊かな心や社会性を育めるよう、体験活動や交流機会の充実を図ります。

### ②こども・若者の健やかな成長を守る取組の推進

地域とのつながりの中で、こども・若者の成長を見守る体制の強化を図ります。家庭教育支援員、青少年活動の支援や次世代リーダーの育成等、多世代が連携する仕組みづくりに取り組み、地域全体で健やかな成長を支える環境づくりを推進します。

## 政策2　特別なニーズをもつこども・若者への支援を推進します

### ①こどもの多様なニーズへの理解と支援

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。また、ライフステージに沿って、保健医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目ない支援体制を構築します。

### ②こどもの発達に応じた学びの支援

児童発達支援センターを良好に維持し、医療や教育、福祉との連携を通じて、発達に特性のある未就学児や学齢期のこどもの成長を多面的に支えます。また、通常の学級・通級による指導・特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の選択を支援します。

## 政策3　こども・若者が安心して自分らしく成長できるよう支援します

### ①こどもの権利の保障の推進

すべてのこどもが安心して自分らしく成長できるよう、こどもの権利に関する普及啓発に取り組みます。あわせて、相談体制の整備を整え、こどもの権利を社会全体で保障する仕組みづくりを推進します。

### ②困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援

複雑多様化する児童相談に対応するため、家庭児童相談体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーへの支援や不登校児童・生徒への支援体制の構築に取り組み、誰もが安心して自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

### ③こどもへの包括的な支援体制の構築や強化

こどもや家庭が抱えるさまざまな課題に一体的に対応できるよう、相談体制や関係機関との連携体制を強化し、支援が必要なこどもや保護者が、切れ目なく適切な支援を受けることができる体制づくりを進めます。

### ③教育分野

#### 2033年の目指す姿

こどもが自ら楽しく学び、可能性に挑戦できるまち

#### 目指す姿の具体的な状態

こども一人ひとりの可能性を引き出し、自ら未来を切り拓く力や他者を思いやる心が育まれています。安全で安心できる環境の中、遊びや学びを通じて「生きる力」が培われ、地域や保護者と連携した開かれた学校づくりが進められています。

#### 現状と課題

- 出生数の減少により児童生徒数や乳幼児人口が減少している一方で、共働き世帯の増加により保育所の需要が依然として高く、幼稚園の需要低下に伴い、園児数の偏りが生じています。
- 教職員の負担軽減や働き方改革の推進が求められる中、質の高い教育を維持するための職場環境の整備が課題となっています。
- 「こども誰でも通園制度」の新規実施に伴う場所及び職員の確保が求められています。
- 保育士・教員不足や学校施設の老朽化といった課題に対し、公立園の統廃合や認定こども園への移行の推進、学校施設の計画的修繕・改修を進めることで質の高い保育環境を維持するとともに、地域や家庭教育支援員との連携強化に取り組む必要があります。

#### 分野を代表する指標

指標名	英語によるコミュニケーション意欲を持つ生徒の割合		
指標の説明	「外国人と英語で会話したい、外国に行って英語で会話したい」と回答した生徒の割合		
基準値 (2024年度実績値)	86.3%	目標値 (2029年度)	90%

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 自ら学び、未来を切り拓くことができるこどもを育成します

### ①未来に向けた多様な学びの推進

こどもたちが主体的に考え、行動し、対話的に学ぶ授業を展開するとともに、道徳教育や職場体験等を通じて多様な学びを推進することで、こどもたちの視野を広げ、豊かな成長を支える環境づくりに取り組みます。

### ②ICT を活用した教育の推進

ICT 機器や学習ツールを効果的に活用した学習活動を通じて、一人ひとりの可能性を引き出す教育の充実を図ります。あわせて、教員の指導力向上を図り、学びの質の一層の向上に取り組みます。

### ③グローカル人材の育成

世界と地域の両視点を併せ持つグローカルな人材の育成に向けて、こどもたちが市内の歴史や文化に触れながら学ぶ機会を広げるとともに、幼児期からの英語教育や異文化体験の充実を通じて、国際感覚や多様な価値観の向上に取り組みます。

## 政策2 地域とともにある学校づくりを推進します

### ①地域と学校の連携・協働の充実

コミュニティ・スクールの体制整備を着実に進めるとともに、学校運営協議会及び地域学校協働本部と密接に連携し、学校・家庭・地域が一体となって協働活動・体験活動・学習活動等を計画的に推進します。

### ②多彩な地域人材を活用した教育の推進

地域、関係機関や団体等が連携し、多彩な地域人材を活用することで、学校生活だけでは得られない多様な体験等の豊かな学びの場を提供します。

## 政策3 保育・教育環境づくりを推進します

### ①保育・教育人材の確保・育成

保育・教育の質を支える人材を安定的に確保・育成するため、計画的な採用や育成体制の充実、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

### ②教育環境のデジタル化や維持更新

教員の質の向上と学習環境の充実を図るため、タブレット端末や業務支援システムの活用に加え、教員のICT活用力向上を目的とした研修や支援を推進します。また、AIを活用した学習支援ツールの導入にも取り組み、デジタル技術を活かした教育環境の整備を推進します。

### ③教育施設の維持管理・更新・整備

安全・安心な学びの場を確保するため、老朽化が進む学校施設の維持補修や設備の改修を計画的に実施するとともに、少子化への対応として、小中学校の在り方について検討を進め、再編成に取り組みます。また、保育ニーズの変化に対応しつつ、質の高い保育・教育環境を整備するため、公立園の統廃合や認定こども園への移行を推進し、効率的で持続可能な体制づくりに取り組みます。

基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

## ④生涯学習・歴史文化芸術・スポーツ分野

### 2033年の目指す姿

生涯にわたり心豊かに学び、スポーツや文化に親しめるまち

### 目指す姿の具体的な状態

市民が多様な学びの機会に触れ、生涯にわたって学び続けられる環境が整備されています。誰もがスポーツを通じて健康づくりや地域交流に取り組める環境が整えられています。また、文化財は適切に保存・活用され、地域の歴史や文化への誇りが育まれています。

### 現状と課題

- 市内の史跡等の来訪者数は減少傾向にあります。特に韮山反射炉は2024年度に年間入場者数が97,048人とピーク時の1割強に落ち込んでおり、国内外へ歴史資源の魅力や価値を発信する必要があります。
- 生涯学習のニーズは多様化しており、講師や支援者の確保・育成が求められています。また、施設の利便性向上やICT活用の推進が必要であり、サービス充実に向けた体制強化が求められています。
- 市民が地域の歴史や文化に愛着を持ち、誇りを感じられるよう、こどもから高齢者に至るまで幅広い世代への普及啓発活動の強化が必要です。伊豆の国歴史館いづしるの活用やイベントの充実を通じて、主体的に学ぶ機会を増やすことが求められています。
- 市民の運動・スポーツ実施率の向上に向けて、スポーツ教室やイベント、啓発活動に取り組む必要があります。

### 分野を代表する指標

指標名	講座等の定員数に対する参加率		
指標の説明	市が主催する生涯学習講座や市民講座、スポーツイベント、文化財に関する講座等の定員数に対する参加者の平均割合		
基準値 (2024年度実績値)	—	目標値 (2029年度)	70%

### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 生涯にわたる学びを支援します

### ①多様な学びの機会の充実

多様な学びの機会を創出することで、市民の視野を広げ、生涯にわたる学習を支える取組を進めます。

### ②誰もが学び続けられる環境の整備

誰もが生涯にわたって学び続けられる地域社会を目指し、社会教育・体育施設等を活用して各種講座を実施するなど、学習機会の提供に努めます。また、社会教育委員や家庭教育支援員をはじめとする関係者や地域と連携し、学びの環境づくりに取り組みます。

## 政策2 歴史・文化・芸術を保存し、継承します

### ①文化財の保存・整備

韮山反射炉や韮山城跡、守山中世史跡群等の重要な文化財について、遺跡発掘調査や保存管理、整備を計画的に進めることで、貴重な歴史資源を後世に継承するとともに、地域の魅力を高める取組を進めます。

### ②文化芸術活動の振興

多様な文化事業を実施することで、市民が日常的に芸術文化に触れ、地域への愛着を育むことができる環境づくりを進めるとともに、文化施設の適切な維持管理及び活用に取り組みます。

### ③文化財の活用の推進

伊豆の国歴史館いづしるを中心とした市内文化財の周遊ルートの整備を進めるとともに、関係団体と連携しながら文化財講演会や韮山城まつり等のイベントを実施することで、市民の歴史文化への理解と関心を高める取組を推進します。

## 政策3 誰もがスポーツを楽しめるまちづくりを推進します

### ①誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの推進

多くの市民が継続的にスポーツに親しめるよう、環境整備や参加機会の拡充を推進します。

### ②スポーツを通した生きがいづくりや交流の推進

スポーツの特性を活かし、市民が生きがいや仲間づくりを実感できるよう、各種スポーツ教室やイベントの開催、啓発活動に取り組みます。また、部活動の地域展開に向けた検討を進めるとともに、プロスポーツチームとの連携により、技術向上やスポーツを通じた地域の活性化に取り組みます。

### ③スポーツに親しむための環境の整備

地域で活動するスポーツ団体への支援を通じて、誰もが継続的にスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。また、施設や設備の維持管理を図ることで、地域全体のスポーツ推進を支えます。

基本目標1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

## ⑤保健・医療分野

### 2033年の目指す姿

市民一人ひとりが疾病予防に取り組み、健康に暮らせるまち

### 目指す姿の具体的な状態

市民が自らの健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣を見直すことで、病気の予防や早期発見が進められています。健康寿命日本一に向けて、健（検）診受診や保健事業の活用が広がり、地域全体の健康水準の向上により、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会が実現されています。

### 現状と課題

- 本市は、全国平均と比較してメタボリックシンドロームや高血糖、高血圧等の生活習慣病の割合が高く、若年層からの予防対策が求められています。
- 定期的な健康診断や検査の受診率向上に向けて、受診環境の整備や意識啓発に取り組むことが求められています。
- 特定保健指導の実施率が低く、保健指導に関わる人員体制の強化やデータを活用した効率的な保健事業の展開が求められています。
- 医療従事者の確保が困難となる中で、救急医療を含む地域医療体制を持続可能なものとするため、地域全体で医療を支える体制の整備が求められています。

### 分野を代表する指標

指標名	特定健診受診率		
指標の説明	国民健康保険被保険者の特定健診受診率		
基準値 (2024年度実績値)	47.1%	目標値 (2029年度)	60%以上

### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 生涯を通じた健康づくりを推進します

### ①健やかな生活習慣の形成

疾病の悪化を防ぐための支援や個別の健康指導を充実させ、市民の生活習慣改善を進め、生涯にわたって健康で過ごせるよう健康教育や相談による支援体制の整備に取り組みます。

### ②こころとからだを支える食育の推進

歯と口腔の健康維持に努めるとともに、幼児や小学生の親子を対象とした食育教室や市民向けの健康講座等での食教育を通じて、食育の普及啓発に取り組みます。また、相談や訪問による支援を充実させ、心身の健康を支える環境整備に取り組みます。

### ③感染症予防の推進

感染症に関する啓発活動や予防対策を従実させ、地域の関係機関との連携により発生時に迅速かつ的確な対応がとれる感染症対策体制を確立します。

## 政策2 病気の早期発見・治療を進め、健康管理を支援します

### ①健診・検診の受診率の向上

がんや肝炎、骨粗しょう症、歯周病等の検診の受診を促進するとともに、保健指導を通じて早期発見・早期治療に取り組みます。

### ②健診・検診受診後のフォローアップの充実

健（検）診を受診した市民が自身の健康状態を正しく理解し、必要な対応につなげられるよう、結果に応じた保健指導や健康相談等の指導を行い、受診後のフォローアップ体制の充実を図ります。

## 政策3 健やかに暮らし続けるための地域医療を提供します

### ①持続可能な医療提供体制の確保

救急医療体制の維持を図るとともに、地域の医療機関における医療従事者の負担軽減に向けて、関係機関との連携や地域包括ケアシステムの推進等を通じ、持続可能な医療提供体制の確保に取り組みます。

### ②上手な医療のかかり方の推進

健（検）診を受診した市民が自身の健康状態を正しく理解し、必要な対応につなげられるよう、結果に応じた保健指導や健康相談等の指導を行い、受診後のフォローアップ体制の充実を図ります。

## 基本目標2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

### ①地域福祉分野

#### 2033年の目指す姿

地域で支え合い、暮らしや生きがいをともに創っていくまち

#### 目指す姿の具体的な状態

地域住民がボランティア活動に主体的に参加し、学校・行政と連携しながら、支援を必要とする人々に適切な福祉サービスと早期の権利擁護支援が届けられています。

#### 現状と課題

- 高齢者の孤独死や高齢者に対する虐待、複雑な家庭問題を抱える相談が増加し、地域社会を取り巻く状況が大きく変化しています。
- 8050問題や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー等の多面的な課題に対応するため、世代や分野を超えた連携による地域共生社会の構築が求められています。
- 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員やボランティアの高齢化・減少が進み、担い手確保や福祉人材の育成が必要とされています。
- 福祉サービスや支援情報を市民にわかりやすく提供し、市民のボランティア活動への主体的な参加を促進する仕組みづくりや地域資源の有効活用が強く求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	地域資源管理システム「Ayamu」に掲載した地域資源情報の数		
指標の説明	市が把握している地域資源の数		
基準値 (2025年度実績値)	517件	目標値 (2029年度)	700件

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 地域で助け合うひとを育成します

### ①新たな福祉の担い手の発掘と育成

地域における支え合いの仕組みを充実させるため、介護や福祉の分野で活動する人材の育成や確保に取り組みます。手話奉仕員の養成、民生委員・児童委員への研修、福祉ボランティアの育成等を通じて、多様な担い手の活躍を支援します。

### ②市民の地域福祉活動への支援

地域における支え合いを広げるため、民生委員・児童委員の活動や生活支援体制の整備、地域福祉やボランティア活動への支援、各種団体への助成等を通じて、市民による福祉活動の推進に取り組みます。

### ③地域や学校における共生の意識づくり

認知症の人やその家族を支える総合的な支援を推進するとともに、人権や共生の理解を深める教育や福祉体験の機会を提供し、地域全体で支え合う意識の醸成と福祉に関する啓発活動に取り組みます。

## 政策2 地域で支え合う仕組みづくりを推進します

### ①本人の気持ちを尊重した権利を守る体制の強化

成年後見制度の利用促進や虐待防止対策の強化に取り組むとともに、人権擁護に関する啓発や相談体制を充実させ、本人の意思を尊重し、権利を守るための支援体制の強化を図ります。

### ②地域福祉に関する情報提供の充実

福祉に関する情報をホームページや SNS で積極的に発信するとともに、生活支援体制の整備や啓発活動を推進し、地域資源の共有と活用を図ることで、地域における支え合いを強化します。

## 基本目標2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

### ②包括的支援分野

#### 2033年の目指す姿

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるまち

#### 目指す姿の具体的な状態

誰もが健康で生きがいを持ち、地域の一員として尊重されながら多様な分野で活躍できる社会が実現しています。困難を抱える人にも必要な支援が行き届き、安心して自分らしく暮らすことができる環境が整っています。専門人材の充実と福祉従事者の継続的な研修によって支援の質が高められています。

#### 現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴い、介護需要が増加する一方で、介護給付費の増加に伴う介護保険料の上昇や介護の人材不足が問題となっており、介護予防の強化や持続可能な介護体制の構築が求められています。
- 虐待や孤立、自殺、こどもの貧困等、複雑化・多様化する地域課題への対応が必要であり、関係機関との連携による包括的な支援体制の整備が課題となっています。
- 障がい福祉サービスの利用者が増加する中で、障がい福祉サービス事業所の人材確保や福祉施設から一般就労への移行を推進するための体制構築が求められています。
- DVや貧困、孤立等、さまざまな困難を抱える人々への支援が求められており、多様化・複雑化する相談ニーズに対応する体制整備や、支援を担う人材の確保・育成が課題となっています。

#### 分野を代表する指標

指標名	多機関連携によるケース会議の開催回数		
指標の説明	多機関協働によるケース会議（重層的支援会議）、支援会議、地域ケア個別会議、要対協における個別検討会議の開催回数の合計		
基準値 (2024年度実績値)	91回	目標値 (2029年度)	100回

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 健康長寿や高齢者福祉を推進します

### ①介護予防・フレイル対策や認知症予防の推進

高齢期を健やかに過ごせるよう、運動の習慣化や栄養状態の改善、社会とのつながりを継続することにより、介護予防やフレイル予防、認知症対策を推進し、地域全体で支え合う仕組みの充実を図ります。

### ②在宅高齢者の生活支援の推進

在宅で暮らす高齢者が安心して生活できるよう、見守りや外出支援、介護者への支援等の多様な生活支援に取り組みます。地域で支え合う体制の整備を進め、関係機関や地域住民と連携しながら、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを推進していきます。

### ③在宅医療や介護連携の推進

在宅医療や介護が必要な高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉の関係者が連携し、支援する体制を整えます。多職種の協働を促進するとともに、情報共有のためのICT基盤である「シズケアかけはし」を活用し、切れ目のない支援の提供と在宅ケアの質の向上に取り組みます。

## 政策2 障がい福祉を推進します

### ①心のバリアフリーの推進やともに支え合う地域づくり

自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化により、さまざまな立場の人が互いに支え合う地域づくりを推進します。また、こどもから大人までがともに福祉活動を体験し、思いやりや助け合いの心を育むことで、心のバリアフリーを推進します。

### ②自分らしく安心して地域生活を送るための支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日常生活の支援に加え、自立支援協議会を通じた関係機関との連携に取り組みます。また、医療機関との連携による重度心身障害児（者）や医療的ケア児（者）、その家族への支援を推進します。

### ③障がいのある人の雇用への理解促進や就労支援

障がいのある人の社会参加をサポートするため、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。また、障がい者雇用への理解を地域全体で深めることで、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができる社会を目指します。

## 政策3 困難を抱える人への支援を充実します

### ①複雑化・複合化した困難への包括的な支援

複雑化・複合化した地域課題に対し、地域や関係機関と連携して重層的支援体制整備事業を実施することにより、困難を抱える人の掘り起こしを行うとともに分野を超えた包括的な支援に取り組みます。潜在的なニーズの早期把握、介入に向けたアウトリーチの体制を強化し、連携による支援を行います。

### ②住宅確保要配慮者への支援

住宅確保に課題を抱える人が安心して暮らすことができる環境を整えるため、居住支援協議会のネットワークを活用し、多機関協働による支援の充実を図ります。

### ③生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮する人が相談しやすい窓口の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組みます。また、生活保護の適切な運用を推進し、自立支援を強化することで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

## 基本目標2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

### ③防災・減災分野

#### 2033年の目指す姿

市民一人ひとりが防災意識を持つ災害に強いまち

#### 目指す姿の具体的な状態

自助の意識が市民に根付いています。共助の取組として、地域の支え合いや連携が進んでいます。消防団の組織体制が整備されており、災害時に迅速かつ柔軟に対応できる地域社会が形成されています。

#### 現状と課題

- 自助の意識が市民に根付いています。共助の取り組みとして、地域の支え合いや連携が進んでいます。消防団の組織体制が整備されており、災害時に迅速かつ柔軟に対応できる地域社会が形成されています。
- 地域で互いに助け合う「共助」の推進に向けて、定期的な研修会の開催や、防災活動を効果的に実施できる自主防災組織の編成が必要となっています。
- 消防団の団員数が減少傾向にある中で、地域の防災力を維持するために、団員の確保等に取り組み、消防団の活動体制を維持する必要があります。
- 気候変動による豪雨や災害リスクの高まりを背景に、橋梁の耐震化や浸水対策、迅速な支援体制の強化等、総合的な危機管理体制の強化が強く求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	急傾斜崩壊対策整備率		
指標の説明	市内で急傾斜地崩壊対策危険区域に指定されている箇所における急傾斜地崩壊対策を実施し完了している箇所の割合		
基準値 (2024年度実績値)	81.6%	目標値 (2029年度)	95%

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 自らの安全を自らで守る「自助」を推進します

### ①防災意識の向上

災害時に適切な行動がとれるよう、一人ひとりの状況に応じた「わたしの避難計画」の作成を促進するとともに、ハザードマップの活用を含めた実践的な防災啓発を行い、自主的な備えと行動につなげる取組を推進します。

### ②防災教育の推進

災害への備えを日常的に意識できるよう、非常用持出品や備蓄品に関する啓発を行うとともに、小中学校における防災教育を推進し、こどもから大人まで自ら考え行動する力を育む取組を推進します。

## 政策2 地域で互いに助け合う「共助」を推進します

### ①地域防災力の向上

地域防災訓練の実施や自主防災組織への支援、地域の防災活動を担う人材の育成を通じて、災害への備えと地域住民の連携を深める取組を進めます。

### ②地域を守る消防団活動の支援

消防団の組織基盤の安定を図るため、活動施設の維持管理や消防ポンプ車等の装備の適正な更新・配備を進めるとともに、団員の活動環境の整備に努め、地域の防災力強化に取り組みます。

## 政策3 危機管理体制や災害対策を強化します（公助）

### ①災害に備えた社会基盤の整備

避難所の備蓄品充実や環境整備を進めるとともに、急傾斜地の安全対策や準用河川洞川流域浸水対策、また準用河川堂川を始めとした河川改修を推進することで、災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

### ②危機管理体制の強化

総合防災訓練を実施するとともに、災害時応援協定による民間事業者等との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的な対応ができる体制の構築に取り組みます。

基本目標2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

## ④市民安全分野

### 2033年の目指す姿

犯罪に強く、交通事故のない、安全で住みよいまち

### 目指す姿の具体的な状態

特殊詐欺等の新たな犯罪手口への対策が講じられ、安全な暮らしが守られています。こどもや高齢者の交通事故が減少するとともに、消費トラブルに関する相談体制が整い、安全な消費生活が確保されています。

### 現状と課題

- 成年年齢の引き下げ後の若年層による消費トラブルが増加傾向にあり、今後も市民を狙った詐欺やインターネット犯罪の増加が懸念される中で、高齢者向けの注意喚起や若年層向けの教育プログラムの実施により、被害抑制に取り組む必要があります。
- 伊豆中央警察署管内における本市の特殊詐欺発生割合は高く、特殊詐欺や空き巣等への対策や防犯意識の向上が求められています。
- こどもや高齢者の交通事故防止に向けて、交通安全設備や防犯灯の適切な管理、また、より一層の啓発活動に取り組むが必要があります。

### 分野を代表する指標

指標名	人身事故発生件数		
指標の説明	市内における人身事故発生件数		
基準値※1	151件	目標値 (2029年度)	143件

### 関連するSDGsのゴール



※1 第2次総合計画・後期基本計画期間中（2022～2025年）で最も低い件数

## 政策1 犯罪に強いまちづくりを推進します

### ①地域での防犯活動の推進

青色防犯パトロールの実施や園児・小学生を対象とした防犯教室の開催等を通じて、地域全体で犯罪抑止に取り組み、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### ②安心して暮らせる環境の整備

防犯灯の設置及び適切な管理や防犯カメラの設置に対する助成を通じて、地域の見守り体制を強化し、犯罪抑止と安全なまちづくりに取り組みます。

## 政策2 交通事故0に向けた取組を推進します

### ①交通安全意識の向上

交通安全の街頭広報や児童への下校指導、高齢者への交通安全啓発を通じて、地域全体の交通安全意識の向上に取り組み、交通事故の防止を図ります。

### ②交通安全設備の適切な管理

危険箇所へのカーブミラーの設置及び適切な管理や既存の交通安全設備の適切な管理を行い、安全な交通環境の維持と交通事故防止に取り組みます。

## 政策3 安全な消費生活の確保に取り組みます

### ①消費者教育の推進

消費者被害の実態や声を踏まえた市民への周知を図るとともに、教育機関等と連携し、若年層を対象とした消費者教育プログラムを実施し、安全な消費生活の推進に取り組みます。

### ②消費生活相談を利用しやすい体制づくり

街頭啓発キャンペーンの開催や地域コミュニティと連携した啓発イベントを通じて、消費生活相談の利用促進を図り、市民が安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

#### ①商工・雇用分野

##### 2033年の目指す姿

地域の中で経済が循環し、にぎわいがあふれるまち

##### 目指す姿の具体的な状態

地域の事業者が安定して事業を継続できる環境が整い、多様な人材が地域で活躍しています。イノベーションが創出され、地域経済が活性化とともに、ひととのつながりや交流が生まれる、活力あふれる地域社会が形成されています。

##### 現状と課題

- 市内事業所の9割以上を占める中小企業では、経営者の高齢化や後継者不足が深刻化していることに加えて、燃料や資材価格の高騰等の厳しい経営環境に直面しています。
- 郊外型商業施設の利用拡大等の消費行動の変化により、まちなかの衰退と空き店舗の増加が進行しており、地域のにぎわいと商業の活性化に向けた対策が求められています。
- 市内企業の規模拡大に伴う移転や市外企業の進出等の需要に対して、一定の広さを有した事業用地が不足しており、企業ニーズに対応できる事業用地の確保が求められています。
- 働き方改革や人材育成の支援と併せて、多様な人材が活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。

##### 分野を代表する指標

指標名	市内総生産額		
指標の説明	市内で算出された付加価値の年間推計額		
基準値※1	1,997 億円	目標値 (2029 年度)	2,097 億円

##### 関連するSDGsのゴール



※1 「しづおかけんの地域経済計算（静岡県）」の数値を引用。基準値は2021年度実績値。

## 政策1 中小企業・小規模事業者の経営発展を支援します

### ①中小企業等の経営基盤の強化

中小企業等の経営基盤強化に向け、関係機関と連携し、県や国の補助事業の活用や、利子補給による資金調達の支援を行います。さらに、事業継続・事業承継への支援、人材育成、経営相談体制の整備に加え、DX・脱炭素など社会変化への対応を後押しし、持続可能な経営体制の構築に取り組みます。

### ②中小企業等の販路開拓に対する支援

ふるさと寄附金を通じた地場産品のPRや、地元特産品を活用した付加価値商品の開発支援を行います。また、展示会出店やECサイトの活用等、多様な販路拡大の取組を後押しし、市内事業者のブランド力向上と持続的な経営の支援に取り組みます。

### ③空き店舗の再生に向けた支援

空き店舗の有効活用を図るため、空き店舗情報の一元的な管理と提供体制の整備を推進し、創業希望者等への情報提供を行います。また、改修支援制度の活用やサテライトオフィスの誘致を通じて、まちなかのにぎわいの創出や地域経済の活性化に取り組みます。

## 政策2 イノベーションの創出を支援します

### ①起業・創業支援の充実

創業希望者が安心して第一歩を踏み出せるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や、創業時の設備投資に対する支援を行います。また、コワーキングスペースやシェアオフィスの整備を通じて、新たなビジネスの創出や多様な働き方を後押しする環境づくりに取り組みます。

### ②用地確保や企業誘致の推進

企業立地の促進に向けて、土地取得や従業員雇用等の一定の要件を満たす事業者に対する支援を行うとともに、交通利便性の高い区域を中心に、自然・住環境に配慮した事業用地の調査や整備を計画的に進め、企業誘致や未利用施設の有効活用にも取り組みます。

### ③成長産業や革新企業等の育成や企業間連携の促進

医療関連産業の集積を図る「ファルマバレープロジェクト」の活用や、IT分野の人材育成支援を通じて、成長産業や革新企業の育成に取り組みます。また、産学官金の連携強化や企業間ネットワークの促進により、地域発のイノベーション創出を目指します。

## 政策3 多様な人材が活躍できる就労環境の支援に取り組みます

### ①社会人の学び直しへの支援

研修会や講座への参加支援、資格取得に向けた取組を通じて、転職や再就職、スキルアップを目指す人の能力向上を支援し、多様な人材が活躍できる就労環境の整備に取り組みます。

### ②働き方改革の促進

多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備を促進するため、短時間勤務制度やテレワークの活用に向けた周知・啓発を推進し、DXの活用による生産性の向上や従業員の働きやすさ、業務の質の向上を目指します。あわせて、福利厚生の充実や外国人労働者の受け入れに向けた体制整備等、働く人の多様なニーズに対応した取組を推進します。

### ③雇用や就労に向けた支援

市内企業の労働力確保と求職者の就労機会の拡充を図るため、近隣市町との合同就職説明会の開催や求人情報の発信を推進します。また、移住希望者と企業のマッチングを促進するため、関係機関と連携し、企業情報の周知や受け入れ体制の強化に取り組みます。さらに、若年層が地域での就労に意欲を持てるよう、多様な職業探求の機会拡充を推進し、市内定着を図ります。

### 基本目標 3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

## ②農業分野

### 2033 年の目指す姿

持続可能な農業を営むことができるまち

### 目指す姿の具体的な状態

多様な担い手による効率的で安定的な農業経営が確立され、新規就農者や親元就農者により地域特産品の生産が盛んに行われています。さらに、農業資源の保全や環境に配慮した持続可能な農業が展開されています。

### 現状と課題

- 高齢化等による農業の担い手不足に加え、資材・光熱費の高騰により農業経営が厳しさを増しており、持続可能な農業の確保が課題となっているため、スマート農業や農業 DX を活用した労力軽減を推進する必要があります。
- 新規就農の希望者に対する伴走支援と併せて、農地のゾーニングの検討や、担い手のニーズに応じた基盤整備等の体制を整備することが求められています。
- 有機農業に関しては、生産から消費に至る仕組みの構築や、「慣行農業」と「有機農業」の共存に取り組む必要があります。
- 鳥獣被害や荒廃農地の拡大、老朽化する農業用施設等の諸課題に加え、農業・農村が有する多面的機能を維持するため、地域の主体的な取組の拡大と住民意識の醸成に取り組む必要があります。

### 分野を代表する指標

指標名	市内農業生産額		
指標の説明	市内で農業により生産された農産物及び加工農産物の年間推計総算出額		
基準値※1	52.3 億円	目標値 (2029 年度)	55.0 億円

### 関連する SDGs のゴール



\*1 「市町別農業算出額（農林水産省）」の数値を引用。基準値は 2022 年度推計。

## 政策1 効率的で安定的な農業経営の確保や担い手の育成に取り組みます

### ①担い手の確保と農地の有効利用

新規就農者の受け入れを積極的に進め、担い手の確保を図るとともに、地域との話し合いにより農地の利用区分を明確化し、農地の集約や適正な配置に取り組みます。

### ②農業生産基盤の整備と保全

農地の大区画化を推進して、生産性の向上を図るとともに、農業用排水路の機能維持や田んぼダム等の取組により、基盤整備に併せた防災対策を推進することで、農業の持続性と地域の安全性の確保に取り組みます。

### ③農産物の付加価値の向上

地域農産物を活用した特產品の開発支援を通じて、地域資源の魅力を高めるとともに、6次産業化を推進し、農業従事者の所得向上と経営の安定化を図ります。

## 政策2 人と環境にやさしい農業を推進します

### ①環境への負荷を減らす有機農業の推進

環境負荷や担い手の負担を軽減する農業の推進に向けて、生産技術の確立やスマート農業機器の導入を進めるとともに、有機農業の実証圃場での研修を推進し、持続可能で効率的な農業の実現に取り組みます。

### ②有機農業で生産された農産物の流通や消費拡大

学校給食での活用や集出荷体制の整備、消費者へのPR、食農教育の推進を通じて、有機農産物への理解と需要の拡大を図り、有機農業の取組面積や生産量の増加を目指します。

## 政策3 活力ある農山村づくりを推進します

### ①農村が持つ多面的機能の発揮の促進

農村の持つ多面的機能である環境保全や景観維持、文化伝承を推進し、地域主体の農村資源保全活動を支援します。また、都市農村交流を促進し、地域の魅力向上と活力ある持続可能な地域づくりに取り組みます。

### ②荒廃農地の解消の促進

耕作放棄地の解消に向けて、農地の基盤整備を推進し、作業の効率化や営農の継続性を高める取組を推進します。あわせて、地域計画に基づき、農地の集積・集約や非農地判断を適切に行い、農地の有効活用を図ります。

### ③鳥獣被害の防止

農地への鳥獣の侵入を防止する対策や、関係機関と連携した捕獲の取組を推進することで、農作物への被害の低減と営農環境の改善を図ります。

### 基本目標3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

#### ③観光・シティプロモーション分野

##### 2033年の目指す姿

いざのくにの魅力が最大限に活用され、訪れたい、住みたいと思うまち

##### 目指す姿の具体的な状態

地域資源を活かした魅力発信が行われており、国内外から多くの人が訪れるまちになっています。市民はおもてなしの心を持ち異文化理解が進むとともに、国籍にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境が整えられ、市外に転出した人もまちと関わりを持ち続け、戻りたいと思える関係が広がっています。

##### 現状と課題

- 人口減少により、市内でも人手不足が深刻化しています。観光業では外国人の採用が増加していますが、専門的な支援組織が不足しています。
- 豊富な地域資源を活用した観光振興に向けて、担い手や観光商品の企画・運営体制が十分に整っておらず、その強化が求められています。
- 地域社会の維持や活性化のため、市民だけでなく、市外に住みながらまちと関わりのあるひと（関係人口）の創出に向けた取組を行っていく必要があります。
- 市民の郷土愛醸成やまちの魅力の発信が不足しているため、こどもたちがまちづくりの魅力を知るとともに、課題を知り、まちづくりに関わる機会を創出することや、まちのプランディングを強化することで、住みたい・住み続けたいまちづくりを推進していく必要があります。

##### 分野を代表する指標

指標名	観光交流客数		
指標の説明	市内観光施設やイベント来場者数、旅館やホテル等の宿泊客数の年間総数		
基準値 (2024年度)	1,819千人	目標値 (2029年度)	1,910千人

##### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 地域資源を磨き上げ、いのくにの魅力を最大限に活かした観光を推進します

### ①地域資源の活用

観光協会や温泉旅館組合、エリアマネジメント等と連携し、地域資源を活用した官民連携によるまちづくりを推進します。イベントの開催や観光ルートの整備、SNSによる国内外への魅力発信等、さまざまな媒体を通じた情報発信により、観光振興と地域活性化に取り組みます。

### ②観光基盤の整備

多言語対応を含む情報発信の強化や、おもてなし市民組織との連携強化に加え、歴史ガイドや外国語ガイドの育成及び活用により、観光客に質の高いサービスを提供することで、地域の観光基盤の充実を図ります。

### ③広域観光の推進

豊かな温泉や歴史文化遺産、多様な食や農産物、四季折々の自然環境等の豊富な地域資源を活かすとともに、近隣市町と連携したインバウンド向けの観光プロモーション等を推進し、広域的な観光振興に取り組みます。

## 政策2 国内外との交流や関わりづくりによるまちのにぎわいづくりを推進します

### ①都市交流の推進

姉妹都市である京都府長岡京市や、友好都市のモンゴル国ウランバートル市ソンギノハイルハン区、アメリカ合衆国カリフォルニア州マリーナ市との交流を推進し、国際的な相互理解と文化交流の深化に取り組みます。

### ②まちに継続的に関わる機会の創出

関係人口の増加に向けて、地域との関わりを創出するとともに、地域内外の人々が継続的に関わるつながりづくりに取り組みます。

## 政策3 住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します

### ①まちへの愛着と誇りの醸成

まちへの愛着と誇りを育むため、市民憲章の普及を図るとともに、地域の魅力再発見に向けた多様な取組を推進します。また、いのくに特命大使の活動を通じて、地域の魅力発信やこどもたちのシビックプライド（まちへの愛着と誇り）の醸成に取り組みます。

### ②まちのブランディングの強化

地域資源を活かしたシティプロモーションに取り組み、首都圏での情報発信を強化します。さらに、民間企業との包括連携協定を活用し、多様な主体が連携して本市の魅力を効果的に発信し、まちのブランド力向上に努めます。

### ③まちの魅力発信による移住定住の促進

地域の魅力を多角的かつ効果的に発信し、移住定住の促進に取り組みます。また、地域おこし協力隊の活動を支援し、地域の活性化を推進します。

### 基本目標3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

#### ④市民活躍分野

##### 2033年の目指す姿

市民一人ひとりが個性を活かし、活躍できるまち

##### 目指す姿の具体的な状態

誰もが安心して暮らせる地域社会が形成されており、多様な主体がまちづくりに主体的に参画し、文化や価値観の違いを尊重し合いながらともに暮らす多文化共生のまちが実現しています。

##### 現状と課題

- 地域のつながりが希薄化し、自治会加入率が減少傾向にある中で、自治会への理解促進と、持続可能な運営体制の構築が求められています。
- 市民団体による多様なまちづくりの取組を支援するため、情報発信や連携が取れる体制づくりを推進する必要があります。
- 在留資格の多様化や、技能実習制度、特定技能制度等を通じて、日本で働く外国人の数が増加しており、外国人の市民が地域の一員として主体的に参画できる環境づくりや、教育・就労面での多文化共生の取組が求められています。

##### 分野を代表する指標

指標名	市民活動団体等への支援件数		
指標の説明	市民活動団体等が行う活動や市民活動団体間の仲介等、市が支援した年間件数		
基準値 (2024年度実績値)	31件	目標値 (2029年度)	35件

##### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 自治会による持続可能な地域づくりを推進します

### ①自治会活動に対する支援の充実

地域コミュニティの活性化を図るため、自治会活動を奨励するための交付金を継続するとともに、活動の拠点となる地区公民館の整備や、活動に必要な備品の購入等に対し支援を行うことで、持続可能な地域づくりに取り組みます。

### ②デジタル技術を活用した自治会運営の効率化

自治会の運営効率化を図るため、ICT・データの利活用等に係る専門人材の活用等、デジタル技術の導入支援や情報共有の促進に取り組みます。

## 政策2 市民主体のまちづくりや地域を盛り上げる取組を支援します

### ①コミュニティ活動に対する支援の充実

コミュニティ施設の整備や備品の充実を支援するとともに、地域活動に役立つ助成制度の情報を分かりやすく提供することで、地域のコミュニティづくりを推進します。

### ②まちづくり団体間の連携の促進や支援

市民が主役となるまちづくりを推進するため、市民提案型の取組を支援するとともに、まちづくり団体同士の連携や交流を促進する場を設け、多様な主体による活動の広がりと継続を支える取組を進めます。

## 政策3 多文化共生を推進します

### ①異文化に対する相互理解の形成

国際交流員の活動を通じて、地域での国際理解を深めるとともに、学校へのALTの配置や総合的な学習の実施により、児童生徒が日常的に異文化に触れる機会を創出します。また、友好都市交流協会と連携し、市民参加型の異文化体験を推進します。

### ②日本人市民と外国人市民の交流の促進

国際交流協会が実施する外国文化紹介や日本語・外国語講座、在住外国人との交流活動等を支援し、市民が互いの文化を尊重しながら交流を深める取組を進めます。

### ③国籍を問わず誰もが地域社会へ参画できる環境づくり

日本人市民と外国人市民が交流・連携する場の提供や、関連団体の活動支援に取り組みます。また、特定技能制度を活用した共生施策の推進や、県との連携による多文化共生体制の確保に努めます。

## 基本目標 4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

### ①自然・生活環境分野

#### 2033年の目指す姿

美しく豊かな自然と共生し、良好な生活環境を守るまち

#### 目指す姿の具体的な状態

地球温暖化対策が進展し、温室効果ガスの排出削減が実現されるとともに、豊かな自然環境が適切に保全管理され、環境教育が充実して公害のない安全・安心な生活環境が確保されています。

#### 現状と課題

- 脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。
- 放置竹林や荒廃森林の増加、森林所有者等の管理意識の低下が進行しており、森林の保全と活用に向けた対策の強化が求められています。
- 豊かな自然環境を将来にわたり保全していくためには、環境教育の充実や、市民・事業者・団体による主体的な保全活動の促進が重要となっており、環境にやさしいライフスタイルへの意識醸成と行動変容を促す仕組みづくりが求められています。
- 生活環境の保全に向けた取組は一定程度進められているものの、大気・水質・騒音等の生活環境に影響を及ぼす公害に対する市民や事業者の意識にはばらつきがあり、引き続き周知や啓発に取り組むことが求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	市全域における二酸化炭素の排出量		
指標の説明	市内の産業部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物分野から排出される年間二酸化炭素の排出量		
基準値 (2024年度実績値)	265.0千トン	目標値 (2029年度)	185.0千トン

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させます

### ①省エネルギーの推進

家庭や事業所における省エネルギー活動を促進するための情報発信に取り組むとともに、公共施設をクールシェア・ウォームシェアの場として提供することで、家庭における冷暖房使用削減を促進します。また、地球温暖化対策アプリ「クルポ」の活用を推進します。

### ②再生可能エネルギーの普及拡大

家庭での新エネルギー機器の導入を支援するとともに、公共施設の新築・改修に際しては太陽光発電設備の導入を推進します。また、県の支援事業に関する情報提供を通じて、市民や事業者の再生可能エネルギーの利用拡大に努めます。

### ③交通環境の脱炭素化の促進

家庭での次世代自動車の導入を支援するとともに、公共施設におけるレンタサイクル（シェアサイクル）拠点の整備を推進し、自転車の利用促進を図ります。

## 政策2 ひとと自然が共生できるまちづくりを推進します

### ①森林の持つ多面的機能が発揮される環境の整備

森林經營管理制度に基づき、荒廃した森林の間伐等を計画的に推進することにより、「山崩れの防止」や「水を蓄える」等の、森林の持つ機能が発揮される環境を整えます。

### ②環境保全のためのひとづくり・意識づくり

学校や幼稚園・保育園で環境保全やSDGsをテーマにした教育・活動を推進するとともに、狩野川流域市町との連携や地域団体との協力による環境保全活動を推進し、自然と共生するまちづくりを目指します。

## 政策3 住みよい生活環境の確保に取り組みます

### ①良好な生活環境の保全

大気や騒音に関する市民からの相談に適切に対応し、野外焼却の防止に向けた啓発や指導を強化します。また、工事現場での環境配慮型機器の使用を促進するとともに、浄化槽の合併処理への切り替え支援を推進し、良好な生活環境の維持に努めます。

### ②環境美化や不法投棄防止対策の推進

年3回の「環境美化の日」に地域清掃活動を呼びかけ、市内全域の環境美化を推進します。また、不法投棄多発地点への看板設置や重点的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見と防止に努めます。

## 基本目標4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

### ②循環型社会分野

#### 2033年の目指す姿

資源を有効活用し、環境への負荷が少ないまち

#### 目指す姿の具体的な状態

3Rの推進により廃棄物量が減少しており、資源ごみが効率的かつ適正に処理されています。リサイクルできないごみの最終処分方法も環境負荷の低減に配慮され、循環型社会が形成されています。

#### 現状と課題

- 市民1人当たりのごみ排出量が県内他市町と比べて多く、また一部では不適切なごみの分別や排出方法が見られることから、これらに対する対策が必要となっています。
- 事業系ごみの比率が高まる一方、廃棄物処理手数料が低廉で、社会情勢や処理費用を反映しきれておらず、適正な費用負担の見直しが必要です。
- 現在の大仁一般廃棄物最終処分場は、2029年度をもって埋立完了予定であり、可燃ごみの焼却により発生する焼却残渣やリサイクルできないごみ（陶磁器、ガラス類等）の最終処分方法を確保する必要があります。

#### 分野を代表する指標

指標名	市民1人1日当たりのごみ排出量		
指標の説明	市内で発生する一般廃棄物の年間総量を市民1人1日当たりのごみ排出量に換算し直したもの		
基準値 (2024年度実績値)	938グラム	目標値 (2029年度)	908グラム

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 ごみのさらなる減量に向けた3Rを推進します

### ①ごみそのものの発生を減らす取組や再使用の推進

食品ロス削減の推進に向けて市民への情報発信を強化するとともに、資源循環センター農土香において生ごみや剪定枝を活用した堆肥の製造・利用を進め、循環型社会の形成を図ります。また、不用品活用バンクを活用し、生活用品の循環利用を促進します。

### ②ごみの分別の徹底とリサイクルの推進

伊豆の国市公式LINEを活用し、ごみの分別方法の周知・啓発に取り組みます。また、製品プラスチックの再商品化にも積極的に取り組み、資源の有効活用を推進します。さらに、ごみ処理手数料については社会情勢や実態を踏まえ、適正な設定となるよう、改定を慎重に検討します。

## 政策2 環境負荷の少ない適正なごみ処理に取り組みます

### ①環境に配慮した廃棄物処理環境の整備

市内に分散しているリサイクル施設を集約化し、新たなリサイクルセンターの整備を推進するとともに、クリーンセンターいづの適切な稼働と維持管理に努め、環境負荷を軽減する廃棄物処理環境の整備を推進します。

### ②安定した廃棄物処理体制の整備

一般廃棄物の安定的な最終処分体制を確保するため、長岡一般廃棄物最終処分場の再生・転換を進めます。あわせて、焼却灰の外部処理によるリサイクルを推進し、環境負荷の低減と持続可能な処理体制の構築を図ります。

### ③水環境分野

#### 2033 年の目指す姿

将来にわたり良好な水環境を保全していくまち

#### 目指す姿の具体的な状態

水道や下水道等の生活基盤が計画的に整備・更新され、安定的な水の供給と適正な排水処理が確保されているとともに、地震や災害に強い施設が構築されています。

#### 現状と課題

- 全国で老朽化した水道管の破裂事故や下水道に起因する陥没事故等が発生しており、地震対策や老朽化対策が喫緊の課題となっています。
- 水道管の管路更新率が全国平均と比較して低いことから、計画的な施設の更新・改良が求められています。
- 下水道の整備については、物価や人件費の高騰により整備計画に遅れが生じており、今後は耐用年数を超える施設の増加や人口減少に伴う使用料の減少を見据えた、持続可能な事業運営が課題となっています。
- 下水道の新規整備地域における接続率の低さや、今後の財政見通しを踏まえ、下水道普及率の向上と整備・維持管理のあり方の見直しが求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	管路点検・調査延長		
指標の説明	伊豆の国市ストックマネジメント計画に基づく管路の調査・点検の延長距離		
基準値 (2024 年度)	—	目標値 (2029 年度)	11.9km

#### 関連する SDGs のゴール



## 政策1 安全でおいしい水の持続的な供給を図ります

### ①水道事業の効率化や財政の健全化

将来の安定供給に向けて、水道管の耐震化や老朽化対策、人件費等の必要経費を踏まえた中長期的な経営方針や財政計画の策定に取り組みます。また、適切な使用料の設定を進めるとともに、簡易水道事業においては包括管理運営業務を導入し、効率的な事業運営を図ります。

### ②水道施設の計画的な更新・統廃合・耐震化

水道施設の老朽化や災害リスクに対応するため、計画的な施設の更新や耐震化、統廃合を推進します。また、上下水道の耐震化計画との整合を図りながら、一体的な対策を講じることで、安定的な水道の供給体制を確保します。

## 政策2 排水の適正な処理に取り組みます

### ①下水道の普及や接続率の向上

下水道の未整備地域を解消するため、官民連携により公共下水道の整備を推進し、排水の適正な処理と生活環境の改善を図ります。また、将来の安定したサービス提供に向けて、経営の健全性や下水道管の耐震化や老朽化対策を推進するため、使用料の見直しに向けた経営戦略の策定に取り組みます。

### ②下水道施設の計画的な更新・統廃合・耐震化

上下水道耐震化計画に基づき、防災上重要な施設に接続する管路の耐震化を上下水道一体で推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進行する下水道施設の計画的な更新に取り組みます。

## 基本目標4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

### ④まちなみ形成分野

#### 2033年の目指す姿

地域の特色を活かした持続可能で暮らしやすいまち

#### 目指す姿の具体的な状態

公共交通で結ばれたコンパクトな市街地が形成され、地域の特性を活かした魅力ある景観や自然との調和が保たれ、住みやすくにぎわいのあるまちなかにおいて、空き家等も適切に管理・活用されています。

#### 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行により、市街地のにぎわいや地域コミュニティの活力の低下が懸念されており、多様な主体によるまちづくりを促進することが求められています。
- 人口減少社会における持続可能なまちづくりの実現に向けて、立地適正化計画に基づき、都市機能の集約と効率的なネットワークの推進が求められています。
- 老朽化した遊具の更新や利便性の向上と併せて、防災機能やにぎわいの場としての活用等、公園の役割を再評価し、適切な維持管理と機能強化に取り組むことが求められています。
- 景観形成基本計画及び景観計画に基づく景観の保全や、屋外広告物条例に基づく良好な景観の形成に取り組んでおり、今後は幅広い年齢層を対象にした景観形成を担うための人材育成を推進する必要があります。

#### 分野を代表する指標

指標名	屋外広告物許可率		
指標の説明	市内の屋外広告物許可件数の割合		
基準値 (2024年度実績値)	20%	目標値 (2029年度)	25%

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 コンパクトなまちづくりに向けた土地利用を推進します

### ①土地利用の誘導及び規制

都市計画マスター プランに基づき、都市将来像や土地利用の基本方針に即した計画的な土地利用を推進するとともに、開発許可制度の適切な運用や事業者への必要な指導等を通じて、秩序あるまちづくりに取り組みます。

### ②持続可能な集約型都市の形成

立地適正化計画に基づき、都市機能の集約や居住誘導を図ることで、持続可能な集約型都市の形成を推進するとともに、防災性の高いまちづくりに必要な対策を講じます。また、市街化調整区域における土地を有効活用しつつ、集落でも安心して暮らしていけるまちづくりに取り組みます。

## 政策2 いのくにの魅力あふれる景観の形成を推進します

### ①景観の形成や保全の推進

建築物や屋外広告物について景観への配慮を促す規制・誘導を行うとともに、地域の景観に対する理解と関心を高めるため、景観まちづくりに関する学習の機会を設けるなど、魅力的な景観の形成に取り組みます。

### ②花と緑にあふれるまちづくり

地域や団体による花壇整備等の緑化活動に対し、花苗や樹木の提供を通じて、緑豊かな景観づくりを支援します。また、「花咲く伊豆の国推進協議会」と連携し、おもてなし花壇の整備や花に親しむイベントの開催を通じて、花と緑にあふれるまちづくりに取り組みます。

## 政策3 住みやすく、にぎわいがあふれるまちなかの形成を推進します

### ①居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

居心地が良く、歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを推進するため、官民学の連携により、まちなかの魅力向上と滞在時間の増加に向けた取組を進めます。

### ②官民連携によるまちづくり

都市再生整備計画の改訂を進めるとともに、地域特性を活かした官民連携による観光誘致とまちづくりを推進するため、民間主体の取組を後押しします。

### ③多様な特性を活かした都市公園の活用

公園の立地や自然環境を活かした維持管理に取り組むとともに、レクリエーション機能や防災機能、子育て支援の充実、景観の保全を図ります。また、川の駅伊豆城山を適切に管理・活用し、狩野川を軸とした地域の活性化につなげます。

## 政策4 空き家や空き地等の適切な管理や利活用を推進します

### ①空き家・空き地等の発生の未然防止や利活用の推進

空き家の適正管理に向け、所有者への周知啓発を行うとともに、空き家や跡地の活用については、市の政策課題と結びつけた利活用の可能性を探ります。

### ②危険な空き家への適切な対処

管理が不適切な空き家への対応として、現地調査に基づき所有者に適正な管理を促します。また、危険な状態にある空き家については、必要な措置を講じるための判断を適切に行い、周辺環境の保全に取り組みます。

## 基本目標 4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

### ⑤交通・道路分野

#### 2033年の目指す姿

安全で快適な公共交通が整備されたまち

#### 目指す姿の具体的な状態

市民が主体となり地域の実情に合った交通手段が整備され、交通事業者や地域と連携した持続可能な公共交通が維持されています。また、誰もが安心して使える生活道路、安全な通学路等、快適で利用しやすい道路環境が整備されています。

#### 現状と課題

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して外出できるよう、利用しやすい公共交通環境の整備や外出支援策の充実が求められています。
- 市内では、移動手段を自家用車に依存せざるを得ない地域も多く、高齢者や交通弱者が移動手段を確保できない状況が生じています。このため、地域団体と連携した、市民主体による交通手段の構築が求められています。
- 地域公共交通は、利用者の減少や赤字運行の継続、さらには運転手不足により厳しい経営状況が続いており、従来の交通サービスの維持が困難になっています。このことから、交通ネットワークの見直しとともに、地域公共交通の利用者増加が求められています。
- 一部地域では生活道路への通過車両流入や道路の除草管理不足による通行障害が発生しており、安全で快適な道路環境の整備が求められています。

#### 分野を代表する指標

指標名	公共交通の徒歩圏人口カバー率		
指標の説明	バス停留所・鉄道駅への徒歩圏内居住者等の総人口に占める割合		
基準値 (2024年度実績値)	77.2%	目標値 (2029年度)	79.6%

#### 関連するSDGsのゴール



## 政策1 市民主体による交通手段の構築を推進します

### ①互助や共助による交通に取り組む団体の支援

地域が主体となって交通手段を検討する体制づくりを支援します。あわせて、自主的な移動支援活動を促すため、予約型乗合タクシーの運行に対する補助等、公共交通利用の促進にも取り組みます。

### ②地域と一体となった新たな交通手段の検討や導入の支援

地域における移動手段の確保に向けて、ボランティアや自家用有償旅客運送等、地域主体による互助・共助の交通手段の導入に取り組みます。

## 政策2 持続可能な公共交通の整備を推進します

### ①交通ネットワークの最適化

自主運行バスの内容見直しや最適な輸送手段の導入、運転手確保の支援、近隣自治体との連携強化により、地域の実情や利用者ニーズに応じた効率的な交通ネットワークの構築に取り組みます。

### ②地域公共交通の利用者の拡大

地域公共交通の利用促進に向け、バス停留所等の待合環境や乗り継ぎの改善を進めるほか、バスロケーションシステムの活用や乗り方教室の開催に取り組みます。また、市民への積極的な情報発信により新たな利用者の増加を図ります。

## 政策3 みんなにやさしく安全な道路環境を整備します

### ①生活道路への流入対策の促進

生活道路への交通流入を抑制し、安全で安心して通行できる環境づくりに取り組みます。また、通学路の整備を重点的に推進し、子どもや高齢者をはじめとする地域住民が安全に歩行・通学できる道路環境の実現を目指します。

### ②道路・橋梁の健全な維持体制の確保

道路や橋梁の安全性と耐久性を確保するため、長期的な視点に立った計画的な維持管理と補修を推進します。

## 第4章 総合計画の推進に当たって

### 1 持続可能で柔軟な行財政運営

#### (1) 背景と目的

地方自治体は、少子化による生産年齢人口の減少や超高齢化の進行による社会保障関連経費の増加など、社会情勢の変化により、今後は一層厳しい財政状況に直面すると考えられます。このような状況下においても、本市が、多様化し増大する住民ニーズに的確に対応し、引き続き良質な行政サービスを提供していくためには、今後も行財政改革を着実に進めていく必要があります。

#### (2) 目指す姿

行財政改革では、効率的な事務・効果的な事業の実施に向けた取組や将来にわたって財政の健全性を維持するための取組を推進することで、限られた経営資源を有効活用し、柔軟な行政経営及び持続可能な財政運営を目指します。

#### (3) 基本的な方針

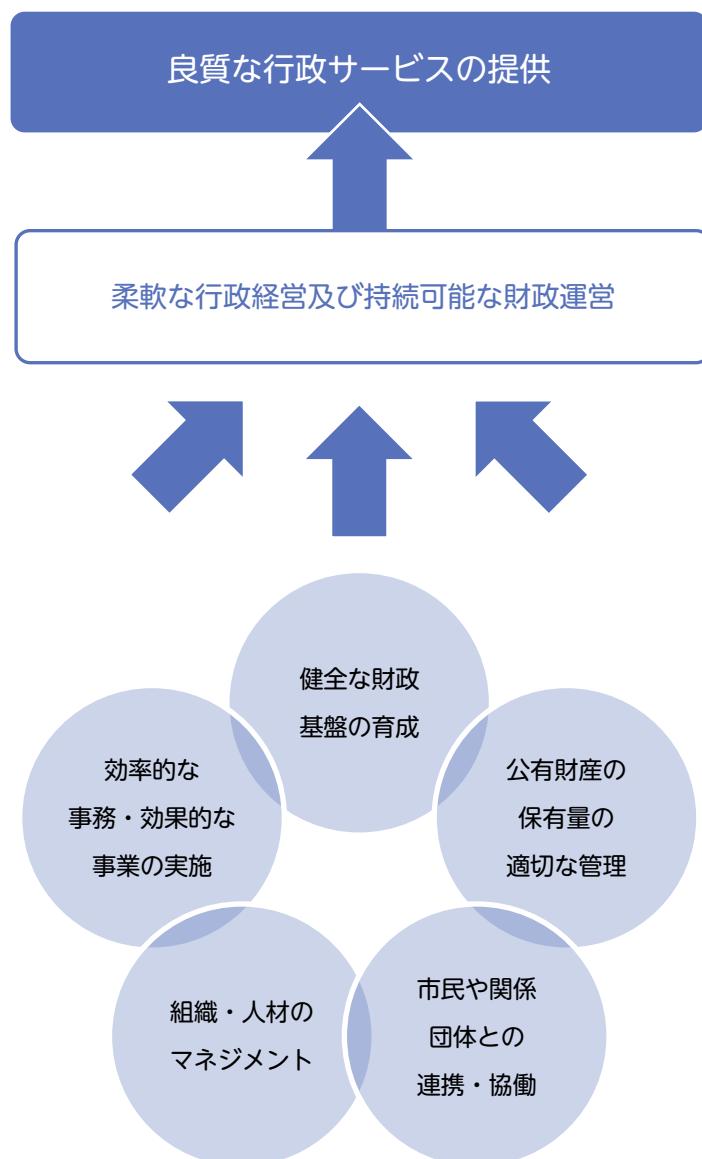
現場主導の行政DXや業務の標準化等を通じて、市民・職員の負担軽減や事務作業の効率化を図ります。合理的な根拠に基づく政策形成や、データを活用した効果検証を行い、市民ニーズや資源の状況に応じて事業を見直し、効果的な事業の実施につなげます。また、公有財産を中長期的な視点に立って更新・維持・管理し、施設の統廃合・複合化による多機能化や転用による有効活用、指定管理等の制度の活用、貸付や売却等の効率的な運用に努め、保有量を適切に管理していきます。

さらに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう効果的な予算の編成に努めた上で、起債や国・県からの補助金等を活用した事業展開を行うことにより一般財源支出の抑制に努めます。市税等の収納率の向上や手数料等の適正化により歳入の安定性を確保し、健全な財政基盤の形成を図ります。

加えて、改革を実現するためには、業務効率性や生産性を高めるための組織・人材のマネジメントが重要です。人材を適切に育成し、職員の仕事に対する誇りや意欲の向上を図ることで、職員が自治体の担い手として実力を発揮できる環境を整備し、組織としての魅力を高めるとともに、優れた人材を確保するための「選ばれる職場」を目指します。組織構造や人材配置の最適化を通じて、職員ひとり一人の能力を活かしつつ、組織

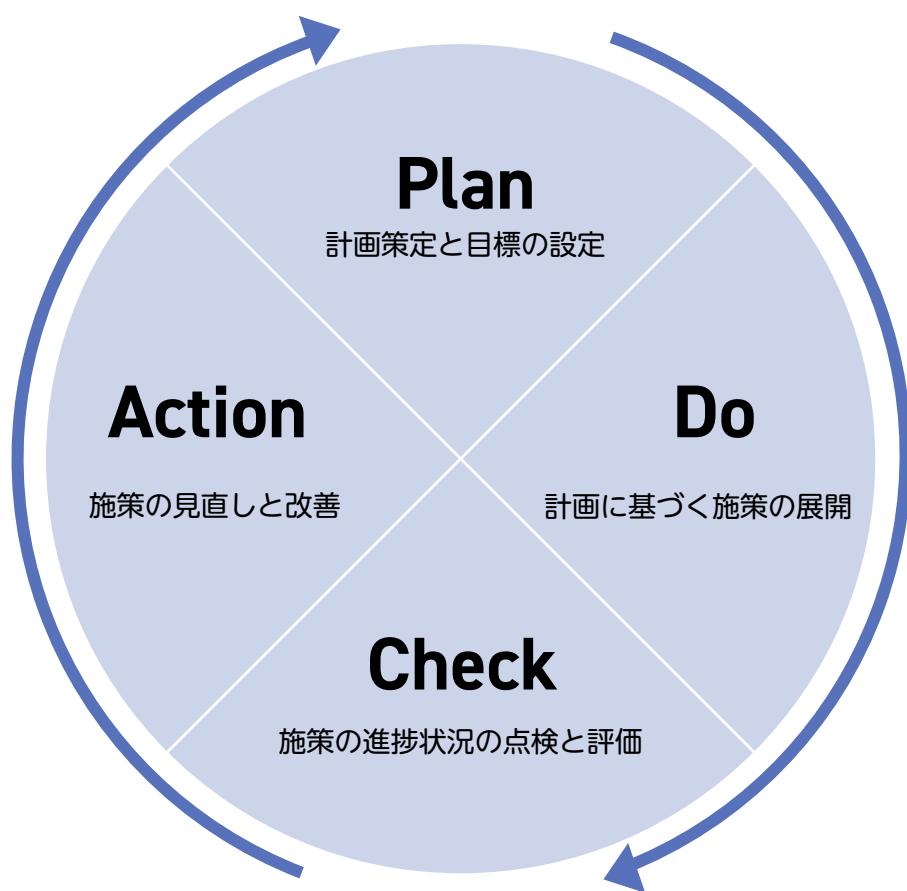
として最大のパフォーマンスを実現できるような体制を構築します。

また、市民の理解と協力を得るために、地域のニーズを的確に把握し、公正で透明性の高い行政運営を推進し、信頼関係を築くことも重要です。行政情報の公開や積極的な情報発信を進め、市民が行政運営に参加できる環境を整備するとともに、情報を適切に管理、分析し、政策に反映します。経営資源が限られる中、他の行政機関や関係団体との連携・協力を強化することで、ヒト・モノ・情報・ノウハウ等を共有したり、行政だけでは対応困難なニーズに応えられるようなサービスの提供を実現します。



## 2 PDCA サイクルによる進捗管理

本計画の着実な推進に向けては、PDCA サイクルに基づく進捗管理を行い、各施策の進捗状況を毎年度点検・評価しながら、必要に応じて見直しや改善を図ります。また、進捗管理にあたっては、伊豆の国市総合計画審議会において評価を受けるとともに、意見を求ることで、客觀性と透明性を確保し、計画の実効性を高めていきます。



## IV. 資料編

---

# 1 伊豆の国市総合計画策定条例

## 伊豆の国市総合計画策定条例（平成28年3月28日条例第14号）

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年伊豆の国市条例第143号）第1条に規定する伊豆の国市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 伊豆の国市総合計画審議会

### (1) 伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年9月12日条例第143号）

#### (設置)

第1条 伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、総合計画の進行管理に関する事項について、市長に対し意見を述べができる。

3 審議会は、前2項に規定するもののほか、総合計画に密接に関連するその他の重要な施策について、市長に対し意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体の代表者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

#### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (解嘱)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

#### (会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和3年9月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。

## (2) 伊豆の国市総合計画審議会

(任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで)

	役 職	所 属 団 体	氏 名	選 考 理 由
1	会 長	静岡産業大学	小泉 祐一郎	識見を有する者
2	委 員	富士伊豆農業協同組合	浅井 一郎	識見を有する者
3	委 員	三島信用金庫	佐野 千尋	識見を有する者
4	委 員	静岡新聞社・静岡放送	杉山 恵亮	識見を有する者
5	委 員	NTT 西日本	吉崎 雄亮	識見を有する者
6	委 員	伊豆の国市商工会	土屋 雄三	公共的団体の代表者
7	委 員	伊豆の国市農業委員会	鈴木 宗雄	公共的団体の代表者
8	委 員	伊豆の国市観光協会	望月 敬太	公共的団体の代表者
9	委 員	伊豆の国市教育委員会	岩田 幸晴	公共的団体の代表者
10	委 員	NPO 法人伊豆学研究会	橋本 敬之	公共的団体の代表者
11	委 員	伊豆の国市スポーツ協会	飯田 靖之	公共的団体の代表者
12	委 員	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	室伏 美登里	公共的団体の代表者
13	委 員	IZUCCO 制作実行委員会	中野 あゆみ	公共的団体の代表者
14	委 員	静岡県保育連合会東部支部	土山 龍之	公共的団体の代表者
15	委 員	伊豆の国市都市計画審議会	菊地 雅秋	公共的団体の代表者
16	委 員	伊豆の国市区連合会	榎原 和博	公共的団体の代表者
17	委 員	伊豆長岡温泉ミライ会議	今井 裕久	公共的団体の代表者
18	委 員	チーム防災いづのくに	堀江 弓子	公共的団体の代表者
19	委 員	シニアクラブ伊豆の国	石川 博文	公共的団体の代表者